

タイトル	中国の「郷鎮企業」における雇用力の変化に関する研究：制度的枠組みと企業体質の変化を中心に
著者	孔，麗
引用	季刊北海学園大学経済論集，54(2)：43-79
発行日	2006-09-30

《論説》

中国の「郷鎮企業」における 雇用力の変化に関する研究

— 制度的枠組みと企業体質の変化を中心に —

孔

麗

目 次

- I はじめに — 研究の目的と最近の代表的研究 —
- II 「郷鎮企業」の制度的枠組みの変化とその展開過程
 - 1 「社隊企業」から「郷鎮企業」へ
 - 2 急展開期（1985～88年）
 - 3 再編調整期（1989～92年）と高潮期（1993～96年）
 - 4 「郷鎮企業法」の制定と質的变化期（1997年以降）
- III 雇用力からみた「郷鎮企業」の質的变化
 - 1 質的变化の内容
 - 2 質的变化の背景
- IV 農村労働力雇用の今後の可能性
 - 1 農村余剰労働力の動向
 - 2 「付加価値労働係数」からの検討
 - 3 「資本の有機的構成理論」からの検討
- V おわりに — 農村労働力雇用に向けた課題 —

I はじめに — 研究の目的と最近の代表的研究 —

「改革開放」後の1983年12月に、当時の農牧漁業部が作成した「社隊企業の新局面の開拓に関する報告」が、翌年3月に国務院から通達され、それまでの「社隊企業」⁽¹⁾の名称は、人民公社の解体に伴う状況変化と新たな政策展開に対応するため、「郷鎮企業」⁽²⁾と変更されることとなった。

このときから、郷鎮企業の役割が農民収入の増加とともに農村余剰労働力の吸収であることが明確にされた。この役割は、それまでの各種通達等を一つの法律として集大成し、96年10月29日の国務院常務委員会で採択・公布された「郷鎮企業法」に受け継がれている。

このような経過のなかで、郷鎮企業の企業数、その就業者数及び総生産額は増加を続けており、表面的には郷鎮企業は期待された役割を着実に果たしてきているようにみえるが、その内容に立ち入ってみると、必ずしもそうではない。それは、この間に自主経営・独立採算・損益自己負担の原則の導入、株式合作化や株式会社化など、その企業形態や運営において郷鎮企業に対応を迫る政策的変化があったからである。

その一つは、92年12月に農業部から発せられた「郷鎮企業株式合作制のよりよい完遂に関する

る意見」であり、その後の各種条例や通達でも資本主義的性格の強い企業形態が容認されるようになった。その結果、郷鎮企業は資本の論理で一つの独立した企業として経営を継続していかなければならなくなったのである。

その一方で、97年1月に施行された「郷鎮企業法」では、その第2条で郷鎮企業を「農村集団組織又は農民の投資を主とし、郷鎮において設立する農業支援義務を負う各種企業」と定義づけ、第41条では農業支援義務を果たさないときは管理部門が是正を命じる規定が盛り込まれるなど、あくまでも郷鎮企業は農業を支援するためのものとして位置づけられている。

すなわち、郷鎮企業には一方で資本の論理の貫徹を求めながら、他方では農業支援義務を履行させるという、二律背反的な役割を背負わせたのである。加えて、中国がWTOに加盟した後は、郷鎮企業も国際競争にさらされ、国内競争も激化し、品質の向上とともにコストの削減が求められるようになってきている。

このようなことから、「郷鎮企業法」施行後まもなくから、郷鎮企業は政策的変化と国際化への対応のため自らの性格を変化させ、かつての農業に奉仕する企業から、利潤追求の企業へと変質してきたといえる。同時に、農民収入の増加と農村余剰労働力の吸収という郷鎮企業に対する政府の期待に応えることは難しくなり、今後はさらにその困難性が大きくなってくると考えられるのである。

中国では農民・農業・農村という「三農問題」の解決とともに、WTO加盟後における農業の国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。その課題を解決するためには、農村における現状の余剰労働力に加えて、農業構造の調整過程で農業から離脱してくる労働力をいかに吸収していくかが鍵となるといっても過言ではない。

中国の著名な経済学者である呉敬琏も、劉懷廉⁽³⁾の著書の序言の中で、「なぜ我が国の『三農』問題は解決しにくいのか。それは、農村人口と農業余剰労働力が多すぎ、1人当たりの土地資源量が少なすぎるため、土地の報酬逓減傾向が顕著にあらわれ、生産性の向上が緩慢となり、コストが下がらないからである。この基本状況を変えない限り、その他の措置も農業生産性の向上と農民収入の増加に対して有効な効果をあげることができない」と述べ、農村の余剰労働力を適切に移転させない限り、中国の「三農」問題は解決できないことを明言している。

このようなことから本稿は、「社隊企業」が84年に「郷鎮企業」と名称を変え、それが本格的に展開しはじめた85年以降を対象に、その労働力を吸収する力、すなわち「雇用力」がどのように変化してきたのか、その変化はどのような制度や政策の変更によるものなのかを分析し、その上で、今後の可能性と課題を明らかにしようとしたものである。

そのためにはまず、郷鎮企業の雇用力の変化に関する最近の代表的研究を整理しておかなければならない。日本でも郷鎮企業についての研究は数多く行われているが、郷鎮企業を本格的に変えてくる96年前後を主たる研究対象期間としており、それ以降の時期についての研究はあまりみられない。

しかし、中国においては郷鎮企業の労働力吸収の問題は依然として大きな研究テーマであり、優れた論文も多く出されている。ここでは、制度的枠組みや郷鎮企業の性格の変化から、その雇用力の変化を主として扱った最近の代表的研究をみてみよう。

まず一つ目として、王亜平・孔榮の研究⁽⁴⁾を取り上げたい。彼らは、近年、郷鎮企業は農村労働力を吸収する力が弱まる傾向にあり、とくに97年と98年には2年連続して郷鎮企業の就業者数は3～4%減少しており、これは郷鎮企業では初めてのことであり、農村余剰労働力の

移転、農村の都市化にマイナスの影響を与えていると指摘している。その原因として次の5つをあげている。

第1は、経営メカニズムの変革である。郷鎮企業の発展初期（78～86年）段階では、資本の有機的構成が低く、資本の労働力に対する吸収弾力性は大きかったが、市場競争の激化によって労働集約型から資本集約的で技術集約的なものへと変化した。技術の進歩は大量の労働投入を代替した結果、郷鎮企業の労働力需要は大幅に減少し、その雇用力も低下した。

第2は、制度的優位性の喪失である。社会主義市場経済体制が構築されるに伴い、国有企業は株式制に転換することによって活性化し、私有企業も体制の束縛を解かれ、各種の混合所有制企業は平等競争の原則に基づいて市場に参入するようになった。かくして郷鎮企業が有していた制度的な優位性は失われ、結果として雇用力も低下した。

第3は、産業構造の不合理性である。郷鎮企業は資源消耗型の生産を中心としており、付加価値が低く、競争力も低い産業分野が主体となってきたが、供給が不足している状況下では労働力を吸収することができたものの、供給過剰という経済条件となってから、特にWTO加盟以降は、遅れた産業構造の下で企業利潤の減少、競争力の低下をもたらした。しかも使用する天然資源の多くは再生不能であるから企業発展の持続性が弱く、資源市場の変動による影響が直接企業経営に波及し、さらなる経営不振を招き、郷鎮企業の雇用力は低下した。

第4は、立地配置の分散性である。郷鎮企業は分散して立地しているため産業群を形成しにくいことから、有効に都市化を推進することができず、集積効果と波及効果を生み出すことができない。したがって、第三次産業が有する「少投資、労働集約」という優位性を十分に発揮できず、農村により多くの就業機会をつくることができなかった。

第5は、人的資本の素質が低いことである。市場経済の進展に伴い激化する競争に勝ち残るには、企業は否応なしに科学技術を導入し、技術革新と従業員のレベルを向上させなければならない。しかし、郷鎮企業の職員・労働者の多くは農村出身で、教育文化水準は一般に低く、技術者も不足しているため、高付加価値の技術集約型への転換が難しく、就業機会の創出を妨げてきた。

二つ目は、余光英・成金璟の研究⁽⁶⁾である。彼らは「貿易労働係数」を用いて郷鎮企業の雇用力が低下していることを明らかにしている。彼らのいう「貿易労働係数」とは、1単位の付加価値を生産するために必要な労働人数で表され、郷鎮企業の就業者数を付加価値総額で除して求めている。すなわち、貿易労働係数が大きいほど、1単位の付加価値を生産するのに必要な労働力人数が多くなることを意味する。

彼らの計測結果によれば（表I-1）、いずれの産業においても貿易労働係数は低下傾向を示しており、郷鎮企業の雇用力が低下していることを指摘している。また、貿易労働係数の産業間格差は小さくなっているが、いずれの時期においても第一次産業の貿易労働係数が最も高く、第一次産業の郷鎮企業が先導的な役割を果たしているとしている。

表I-1 郷鎮企業における産業別貿易労働係数の変化

項 目	1990 年	1995 年	2000 年	2002 年
第一次産業	5.62	1.12	0.71	0.60
第二次産業	2.91	0.79	0.44	0.37
第三次産業	6.67	1.37	0.59	0.55

資料：余光英・成金璟「郷鎮企業における第一産業の発展による余剰労働力吸収」、『農村経済与科技』、2005年12月。

なお、余光英・成金璟のいう「貿易労働係数」は適当な用語とはいえない。何故なら、それは労働の付加価値生産性の逆数であるからである。しかし、これを言い表す適当な用語は見当たらないので、以下では「付加価値労働係数」ということにするが、表記を変えたとしても、彼らの研究成果が揺るぐものではない。

三つ目は、顧衛兵⁽⁶⁾の「資本の有機的構成理論」による研究であり、彼はこの理論を用いて郷鎮企業の労働力吸収力の低下を説明している。

「資本の有機的構成理論」は、労働価値論と剰余価値論の基礎の上に構築されたものであり、資本の有機的構成は、技術構成の資本価値構成の反映であり、資本の技術構成によって決定される。

公式で表せば、 $C(\text{不変資本})/V(\text{可変資本})$ であるから、資本の有機的構成が高ければ、可変資本に占める不変資本の割合は小さくなり、また価値量と剰余価値量も小さくなるから利潤率も低くなる(表I-2)。反対に、資本の有機構成が低ければ、可変資本が占める割合が大きくなり、また価値量と剰余価値量が大きくなるから利潤率も高くなる。

産業部門間で資本の有機構成が異なれば、価値規律にしたがって資本の有機構成が低い産業部門の利潤率は高くなり、資本の有機構成が高い産業部門の利潤率は低くなる。しかし、資本は利潤率の高い産業部門へ移転していくから、製品の供給は需給より大きく、価格が下がり、利潤率も低下する。反対に、資本が流出した産業部門では製品の供給が減るため、供給は需給より少なくなりから価格が上昇し、利潤率も上がる。このような競争の結果、利潤は平均利潤の方向へ、そして利潤率は平均利潤率の方向へ変化し、最終的には等量の資本は等量の利潤を獲得することになる。

顧衛兵は、マルクスの「資本の有機構成理論」を用いて、二元経済構造と膨大な農村剰余労働力が存在する状況の下で、農村に立地して労働力供給の優位性を持つ郷鎮企業の産業選択に対する分析を行ったのである。

郷鎮企業が農村剰余労働力を吸収する原動力は2つある。第1は、無限に近い供給と安価な労働力であり、第2は、資本の有機構成が低いことによって高い利潤率をもたらすことである。

すなわち、資本の有機構成と利潤率は反比例するということは、郷鎮企業が農村剰余労働力の雇用の増加によって、より多くの利潤を獲得することができることを意味するから、高い利潤率は郷鎮企業が農村剰余労働力を雇用し続ける重要な原動力となる。したがって、資本の有機構成が高まってきている現状では、利潤率が低下するから、郷鎮企業が農村剰余労働力を雇用する力が弱まってくるのである。

以上、中国研究者による最新の代表的な研究を取り上げたが、王亜平・孔栄の研究、余光英・成金璟の研究のいずれも分析の視角は異なっているものの、その背後にある「資本の有機構成理論」で説明できる。

郷鎮企業の雇用力の低下を分析する場合、資本の有機構成が高まってきた背景を明らかにし

表I-2 資本の有機構成と利潤率との反比例関係

資 本	剰余価値率	剰余価値	産品価値	利潤率
I 80C+20V	100%	20	120	20%
II 70C+30V	100%	30	130	30%
III 60C+40V	100%	40	140	40%
IV 85C+15V	100%	15	115	15%
V 95C+5V	100%	5	105	5%

なければならない。すなわち、郷鎮企業はどのように発展してきたのか、それを支えてきた郷鎮企業の制度的な枠組みや政策的位置づけにはどのような変化があったのかなどについてである。また、資本の有機的構成と利潤率の反比例関係を定量的に把握することも重要である。

ここで取り上げた代表的な先行研究は、その不足するところを補うことの重要性を再認識させてくれる。

そこで本稿では、まず、郷鎮企業の制度的枠組みや位置づけとその展開過程を整理した。ここでは、農民収入の増加と農村余剰労働力の吸収という郷鎮企業に対する政府の期待が不変であることを確認するとともに、『中国郷鎮企業年鑑（中国農業出版社）』の各年版のデータから、郷鎮企業の展開過程を画期し、97年以降の4段階目において大きく質的な変化を遂げてきたことを明らかにした。

次に、郷鎮企業の質的变化の内容とその背景を分析した上で、郷鎮企業における農村労働力の雇用の可能性を検討し、最後に、先行研究から今後の課題について筆者の考え方を記述した。

II 「郷鎮企業」の制度的枠組みの変化とその展開過程

郷鎮企業の制度は、中国経済の転換期における一つの過渡的な企業制度であり、その展開過程を振り返って見ることによって、中国農村における企業制度の変化の漸進性と特殊性を認識することができる。

ここでは、郷鎮企業の出現から現在に至る制度の枠組み及び位置づけの変化から、郷鎮企業の雇用力の変化の要因を探ってみたい。

1 「社隊企業」から「郷鎮企業」へ

「郷鎮企業」は、かつて「社隊企業」と呼ばれたものが進化してきたものであり、「農業合作化」と「人民公社化」の運動を通して発展してきた。1958年から人民公社一生産大隊一生産隊という「三級所有制」⁽⁷⁾を基本とする人民公社化が始まり、「人民公社の工業化」や「農村の工業化」というスローガンのもとに、人民公社員が所有する機械設備や資材の一部を徴用し、人民公社や生産大隊が経営する社隊企業⁽⁸⁾が急速に発展した。

その後、1960年代に入ると「大躍進」による弊害、自然災害、ソ連援助の中止という悪条件に加えて、66年に始まった「文化大革命」では社隊企業は資本主義的であるとして批判されたことから、社隊企業は激減していった。

しかし、70年2月に国務院が開催した「北方地区農業会議」では、農村の現地資源を利用し、小規模な鉦工業などに力を入れるという方針が示されたことから、社隊企業は息を吹き返し急速に発展していった。その背景には、都市工場労働者のサボタージュによる生産資材や生活物資の不足のほか、69年以降の「上山下郷運動」⁽⁹⁾によって、農村部の社隊企業に多くの人材と技術がもたらされたという特殊条件もあった。

さらに、78年12月に開催された中国共産党第11期3中全会では改革開放路線が明確にされ、同時に「農業の発展を加速する若干の問題に関する決定（草案）」が採択された（以下、通達・条例等は表II-1-1参照）。これによって農村経済体制改革も本格化し、農業生産請負責任制⁽¹⁰⁾が全国で展開され、農民の生産意欲を喚起した反面、その一方で農村に大量の余剰労働力が発生することになった。

表II-1-1 郷鎮企業に関連する主要な通達・条例等

採択・公布等			通 達 ・ 条 例 等 名 称
年	月	日	
1978	12	18	中共中央第11期3中全会,「農業の発展を加速する若干の問題に関する決定(草案)」採択
1979	7	3	国務院「社隊企業の発展に関する若干の問題の規定(草案)」
	9	25	中共中央第11期4中全会,「農業の発展を加速する若干の問題に関する決定」採択
1981	5	4	国務院「社隊企業が国民経済の調整方針を貫徹することに関する若干の規定」
1983	1	1	中共中央「当面する農村経済政策の若干の問題(草案)」
1984	2	25	国務院「農副業産品の現地加工の配置と発展に関する若干の問題に関する規定」
		27	国務院「農村の個体工商業に関する若干の規定」
	3	1	中共中央・国務院,農牧漁業部の「社隊企業の新局面を切り開くことに関する報告(83年12月26日)」の通知
1985	9	22	中共中央・国務院「第7次5ヵ年計画の制定に関する提案:一層の農村経済活性化のための10の政策」
			中共中央・国務院「1986年農村工作の配置について」
1987	1	22	中共中央政治局「農村改革のさらなる深化へ導く」
	8	5	国務院「都市と農村の個体工商戸管理暫定条例」(同年9月1日施行)
1988	7	1	国務院「私営企業暫定条例」
		10	農業部「私営企業暫定条例の完遂と農村私営企業への管理強化に関する通知」
1989	3	15	国務院「当面の産業政策の要点に関する決定」
1990	2	12	農業部「農民株式合作企業暫定規定」
	4	13	農業部「郷鎮企業の請負経営責任制規定」
	5	3	農業部「郷鎮企業における所有制の性質と隷属関係の変更を断固として制止し是正することに関する通知」
	6	3	国務院「鄉村集団所有制企業条例」(同年7月1日施行)
		17	農業部「鄉村集団所有制企業条例の貫徹・実施に関する通知」
1991	11	9	農業部「中国の郷鎮企業発展の10年計画と第8次5ヵ年計画の綱要」
		29	農業部「中共中央の一層の農業・農村工作の強化に関する決定」
1992	1	3	農業部「郷鎮企業の企業集団化と発展に関する暫定方法」
	3	18	国務院「農業部の『郷鎮企業の持続的で健全な発展を促進する報告(91年1月2日)』に関する通知」
	12	24	農業部「郷鎮企業における株式合作制の推進と健全化に関する通知」
		30	農業部「郷鎮企業改革の深化に関する要点」
1993	2	25	農業部「郷鎮企業の第三次産業を大いに発展させることに関する意見」
	7	2	第8期全人代常務委員会「農業法」採択
	11	5	中共中央,国務院「当面の農業と農村経済発展に関する若干の政策措置」
	12	25	農業部,中国農業銀行「郷鎮企業の資金管理の強化と利潤の効率的配分に関する通知」
1994	3	25	国務院常務会議,「90年代の国家産業政策綱要」採択
		31	農業部「郷鎮企業における財産権制度改革に関する意見」
	9	24	農業部「郷鎮企業における現代企業制度の構築に関する意見」
1995	7	31	農業部,国家経済貿易委員会,対外経済貿易部,財政部,国家計画委員会,中国農業銀行「郷鎮企業の外向型経済発展の加速に関する意見」
	8	22	農業部「郷鎮企業による現代企業制度を構築する試験工作の展開に関する通知」
	9	19	農業部「一層の郷鎮企業管理工作強化に関する決定」
1996	6	27	農業部・労働部「郷鎮企業における労働契約制度の実施に関する通知」
	10	4	農業部,国家計画委員会「大中型の郷鎮企業発展の促進に関する意見」
		29	全人代第22回常務会議「郷鎮企業法」(1997年1月1日施行)
1997	3	11	中共中央・国務院,農業部の「郷鎮企業状況,今後の改革及び発展に関する意見報告」通知
1999	7	29	国務院,農業部の「当面の農業生産構造調整に関する若干の意見の通知」採択

2000	6	13	中共中央・国務院、「小城镇の健全な発展に関する若干の意見」
2001	1	11	中共中央・国務院、「2001年農業・農村工作に関する意見」
2002	12	28	第9期全人代常務委員会改正「農業法」採択
2003	12	31	中共中央・国務院、「農民収入増加の促進に関する若干の政策的意見」
2004	12	31	中共中央・国務院、「さらなる農村工作の増強と農業総合生産能力の向上に関する若干の政策的意見」
2005	2	29	国務院、「個体私営等非公有制経済発展の支援と誘導に関する若干の意見」
	12	2	国務院、「産業構造調整促進暫定規定の実施に関する決定」
2006	1		中共中央・国務院、「社会主義新農村建設の推進に関する若干の意見」……1号文件

資料：卞耀武・齊景發主編『中華人民共和國郷鎮企業法全書』企業管理出版社，1997年8月及び国務院法制弁公室編『中華人民共和國法規集』各年版から作成。

また、79年7月に国務院は、「社隊企業の発展に関する若干の問題の規定（草案）」を通達したが、そこでは、余剰労働力を他産業に従事させる機会を提供することが社隊企業の重大な意義であるとした上で、独立採算を基本として社隊企業の経営範囲、資金の調達及び販売ルール、税収及び利益の配当と使用などに対する方針が示された。

さらに81年5月に国務院は、「社隊企業が国民経済の調整方針を貫徹することに関する若干の規定」を通達し、社隊企業が農村余剰労働力の吸収と集団経済の強化、農民収入の増加に貢献してきた実績を評価した上で、労働集約型産業、エネルギー産業、原材料工業などの分野で発展させること、生産請負制と労働配分制度を厳格に実施することなどを指示した。

58年の人民公社化運動開始以来、人民公社は行政機構と経済組織とが合体した「政社合一」と「三級所有制」という管理体制をとってきた。この「政社合一」の管理体制は、基礎的行政組織と農民の集団経済組織を一体化させたものであり、人民公社は生産、販売、分配などの経済活動を支配してきた。

しかし、集団経済組織の自主権が否定される中で、人民公社は自給自足的な経済組織とならざるを得ず、農村経済の発展に大きな障害となっていた。また、人民公社の管理体制は農村における商品経済発展に適応できなくなっていた。

そこで中共中央は、83年1月に「当面する農村経済政策に関する若干の問題（草案）」を通達したが、その中で人民公社体制の改革は、「聯産承包責任制」⁽¹¹⁾を中心とする生産請負制の実施と「政社分離」という2つの面で行わなければならないとされた。

その結果、郷人民政府が農村における新たな行政機構となり、行政機構でもあった生産大隊の代わりに基層の大衆的自治組織として村民委員会が設立された。人民公社は農村における行政機構から単なる経済組織に変化し、生産隊も人民公社における「三級所有制」中の基本部門ではなくなり、独立した自己損益負担の集団経済組織となったのである。

このような農村における生産責任制の実行と「政社分離」に伴い、20年以上にわたる人民公社体制は解体され⁽¹²⁾、農村における改革開放政策が本格化したのである。

83年12月、農牧漁業部は「全国社隊企業工作会議」を開催し、「社隊企業の新局面を切り開くことに関する報告」を行った。そこでは、社隊企業は余剰労働力の吸収という重要な役割を確実に果たしつつ、社隊企業を集鎮（農村内で非農業人口を主とする地域）に集積させていくためには、従来の社隊企業という名称は相応しくないことから「郷鎮企業」と改称することを提案した。

この報告が84年3月に国務院で承認され通達されたことにより、正式に「郷鎮企業」という

名称で全国展開されていくことになったのである。この通達では、郷鎮企業は「以工補農（工業を以って農業を補う）」の役割を担い、農業合作経済組織として農業機械化を推進し、農民に各種のサービスを提供するなど、農業を支援することが求められた。郷鎮企業を集積させることによって集鎮の発展を促進し、農民の「離土不離郷（農業を離れても農村を離れない）」を実現し、農民の都市への大量移動を避けようとしたのである。

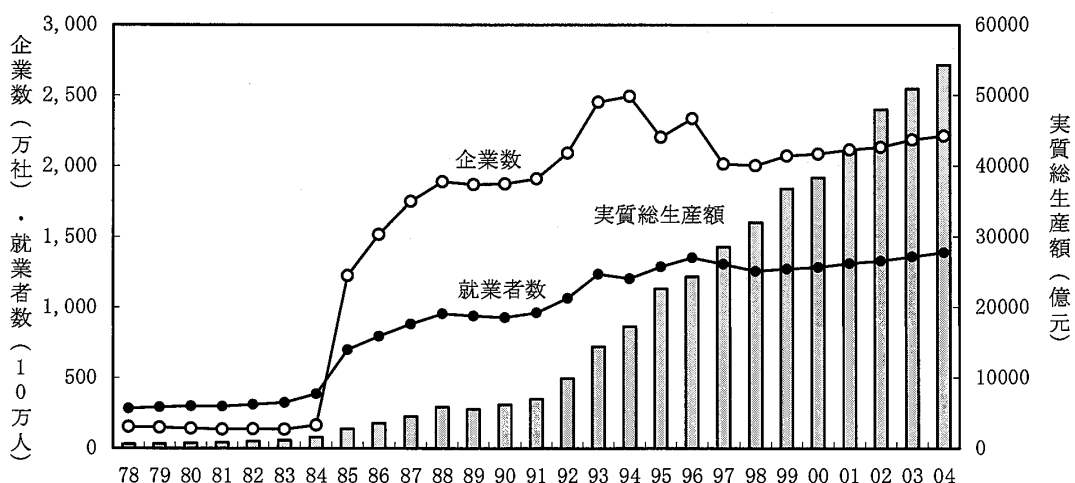
郷鎮企業の形態も、「郷・村経営の集団所有制企業を主体とするが、農民の個人経営及び多様な連合経営、合作経営も包含される。換言すれば、郷鎮企業は集団所有制企業のみならず個人経営企業も、農村経済の振興と発展に寄与するものであれば郷鎮企業として認知され、経営活動が許可される」ことになり、企業形態の幅が広がられたのである。

これより先の84年2月、国務院は「農村の個体工商業に関する若干の規定」を発し、郷鎮企業を推進するための条件づくりをした。すなわち、被雇用者7人以下の農民による経営企業を初めて許可し、これら農民の個人経営を郷鎮企業の一角に据えたのである。

社隊企業から名称を変えた84年以降における郷鎮企業の発展過程を、郷鎮企業の実質総生産額からみると（図II-1-1）、一貫して増加を続けている。本稿の主題である郷鎮企業の雇用力という観点から、企業数とその就業者数の推移からみると、88年までの「急展開期」、89年から92年までの「再編調整期」、93年から96年までの「高潮期」、97年以降の「質的变化期」の4期に分けることができる。

郷鎮企業の発展過程の画期について宋洪遠⁽¹³⁾は、①. 社隊企業時代末期からの「改革初期段階」、②. 80年代中期の「高速成長段階」、③. 80年代から90年代までの「管理整頓段階」、④. 90年代初めから中期までの「全面発展段階」、⑤. 90年代中期以降の「創新段階」に分けている。社隊企業時代を除く筆者の画期は、宋洪遠の②から⑤の時期区分とはほぼ一致する。

また、嚴善平⁽¹⁴⁾も、①. 郷村政府による直接経営が主体の88年頃まで、②. 工場長請負制の導入などによる間接経営体制への移行期である80年代末から90年代初頭、③. 株式合作制⁽¹⁵⁾の導入により所有と経営が分離される90年代初頭から97年頃まで、④. 集団所有の資産が企業から撤退され、株式制を中心とする近代的企業制度の確立がめざされる97年以降に区分してお



図II-1-1 郷鎮企業の企業数・就業者数・実質総生産額の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

注：実質総生産額は『中国統計年鑑（中国統計出版社）』各年版の工業品出荷価格指数を用いて計算した。

り、筆者の画期はこれとも符合する。

次に、この画期ごとに郷鎮企業の制度的枠組みや位置づけ、特徴について論及したい。

2 急展開期 (1985～88 年)

この段階は、郷鎮企業の発展が大量の余剰労働力を吸収すると同時に、国民経済成長の促進と農業発展の支援、農民収入の増加、農村集団経済の強化と農村社会事業への支援、農村の都市化のために重要な役割を果たしつつある時期であった。

この時期における党と政府の郷鎮企業に対する位置づけをみてみよう。社隊企業が郷鎮企業と名称を変えた翌年の1985年9月、中共中央と国務院は「第7次5ヵ年計画の制定に関する提案：一層の農村経済活性化のための10の政策」を発した。そこでは、「郷鎮企業の発展は中国の農村経済振興の上で避けることができない道」であるとした上で、積極的な支援、合理的な企画、的確な誘導、管理の強化を基本方針とし、郷鎮企業に対する融資や税制上の優遇措置を講ずることを明確にしている。また、同日に中共中央と国務院から発せられた「1985年の農村工作の配置について」では、郷鎮企業から徴収した税金は農業部門で使用するものとされ、他に流用してはならないと規定されている。

「第7次5ヵ年計画 (1986～90 年)」では⁽¹⁶⁾、「我が国の条件では、農業と農村工業の発展を調和させなければならない」と、両者の調和ある発展の重要性を明確にした上で、「農村工業が発展しなければ余剰労働力の行き場がなく、工業で農業を補うこともできない」と、余剰労働力吸収の場として農村工業に期待がかけられている。とりわけ郷鎮企業の雇用力の高さを評価した上で、「耕地が限られ、労働力が多すぎ、資金が不足」という困難を克服し、郷鎮企業の総生産額を90年には85年の2倍にする目標を掲げている。

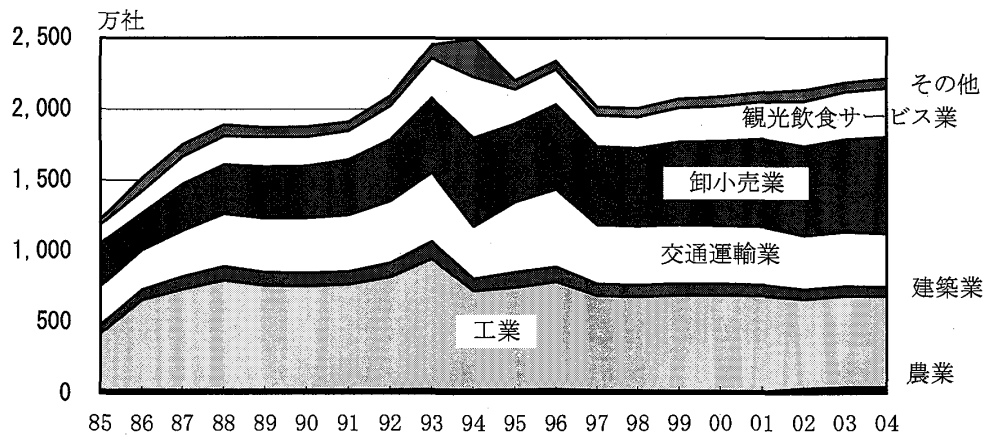
さらに、87年1月に中共中央政治局から発せられた「農村改革のさらなる深化に導く」では、栽培業の労働生産性を向上させるには、栽培業から大量の労働力を移動させるしかないこと、そのためには郷鎮企業の振興が必要であることを明確にしている。

企業形態に関しては、87年8月には国務院から「都市と農村の個体工商戸管理暫定条例」、88年7月には「私営企業暫定条例」が公布され、個人経営企業の管理規定や、私営企業、合作企業、有限責任会社の規定が明確となったことによって、郷鎮企業の形態も多様化していくことになる。

88年までの急展開期の特徴は、郷鎮企業数とその就業者数の著しい増加である。企業数は、社隊企業といわれていた84年には165万社であったが、郷鎮企業となった85年には1千223万社とわずか1年間に7.4倍となり、それが88年には1千888万社へと3年間に1.5倍に増加している。就業者数も84年には3千848万人であったが、85年には6千979万人と1.8倍となり、88年には9千545.5万人へと1.4倍となっている。まさに郷鎮企業は、農村余剰労働力吸収という期待に応えつつあったといえる。

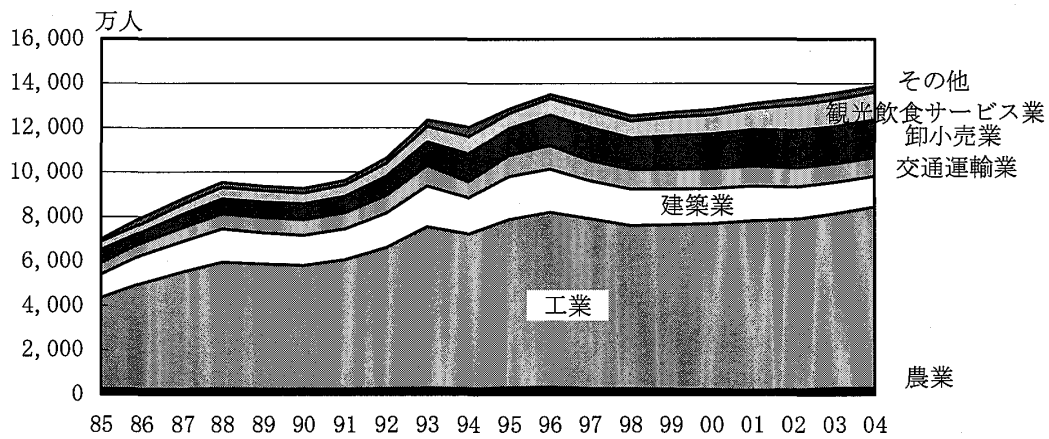
業種構成についてみると(図Ⅱ-2-1, 2, 表Ⅱ-2-1)、工業が最も多く、構成比は企業数では33～41%、就業者数で60%程度を占めており、企業数、就業者数とも増加傾向にある。次いで卸小売業と交通運輸業が企業数では25～18%程度、就業者数で7～8%となっており、数は増加しているが、構成比は低下している。

次に、企業形態別にみてみよう(図Ⅱ-2-3, 表Ⅱ-2-2)。なお、ここで「個体企業」とは従業員7人以下の個人経営と共同経営の企業をいう。「私営企業」とは、自然人が投資し又は株を取得し、雇用労働を基礎として営利を目的とする経済組織であり、具体的には「会社法」、「契約企



図II-2-1 郷鎮企業の業種別企業数の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版



図II-2-2 郷鎮企業の業種別就業者数の推移

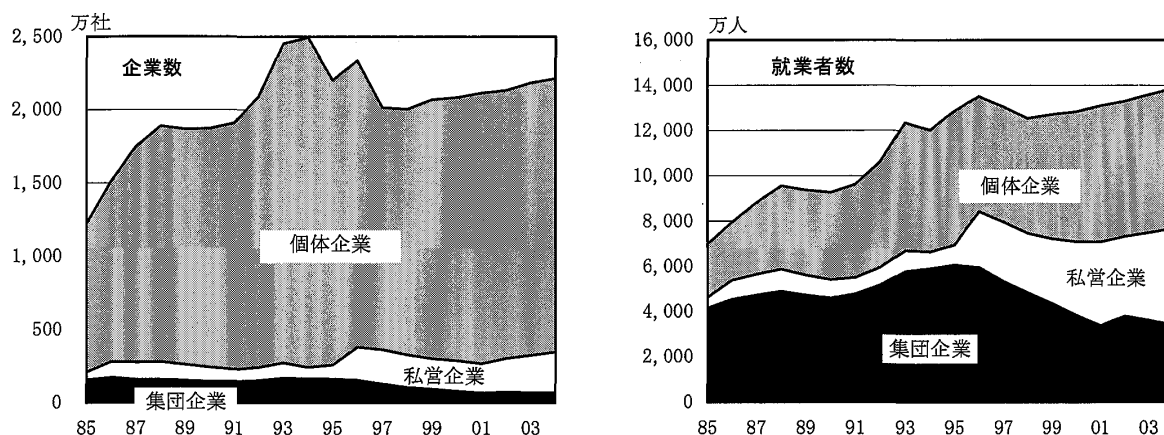
資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

表II-2-1 郷鎮企業の業種別構成の変化

(単位：%)

区 分		年次	合計	農業	工業	建築業	交通運輸業	卸小売業	観光飲食サービス業	その他
企 業 数	社隊企業期	1984 年	100.0	15.1	54.6	4.9	7.9	8.4	6.8	2.5
	急 展 開 期	1985 年	100.0	1.8	32.6	4.8	22.4	24.6	11.0	2.7
		1988 年	100.0	1.2	41.0	5.1	19.7	18.1	10.7	4.2
	再編調整期	1989 年	100.0	1.2	39.4	5.0	20.3	19.3	11.4	3.4
		1992 年	100.0	1.2	37.9	4.7	20.9	20.4	11.4	3.4
	高 潮 期	1993 年	100.0	1.1	37.4	5.0	19.8	21.2	11.6	3.8
		1996 年	100.0	1.2	32.4	4.5	23.4	25.5	10.7	2.3
	質的变化期	1997 年	100.0	1.1	33.0	4.1	20.7	27.2	11.0	2.9
		2004 年	100.0	1.9	28.9	3.0	17.1	30.6	15.6	3.0
就 業 者 数	社隊企業期	1984 年	100.0	7.4	66.2	17.8	3.4	1.8	2.2	1.3
	急 展 開 期	1985 年	100.0	3.6	58.8	15.0	7.4	8.4	5.3	1.5
		1988 年	100.0	2.6	59.7	15.6	7.2	7.0	5.4	2.5
	再編調整期	1989 年	100.0	2.6	60.0	15.0	7.5	7.4	5.5	2.1
		1992 年	100.0	2.5	59.6	14.6	7.5	8.2	5.5	2.1
	高 潮 期	1993 年	100.0	2.3	58.8	14.8	7.5	8.6	5.7	2.3
		1996 年	100.0	2.5	58.2	14.4	7.9	10.2	5.5	1.3
	質的变化期	1997 年	100.0	2.1	58.5	13.0	7.1	11.3	6.1	1.8
		2004 年	100.0	2.1	58.9	9.9	6.1	12.3	9.0	1.9

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版



図II-2-3 郷鎮企業の企業形態別企業数と就業者数の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

表II-2-2 郷鎮企業の企業形態別構成比の変化

(単位：%)

区 分	年 次	企 業 数				就 業 者 数			
		計	集団企業	私営企業	個体企業	計	集団企業	私営企業	個体企業
社隊企業期	1984年	100.0	100.0			100.0	100.0		
急 展 開 期	1985年	100.0	12.8	4.4	82.8	100.0	59.5	6.8	33.7
	1988年	100.0	8.4	6.4	85.2	100.0	51.3	10.2	38.5
再編調整期	1989年	100.0	8.2	5.7	86.1	100.0	50.4	9.4	40.2
	1992年	100.0	7.3	4.3	88.4	100.0	48.7	7.3	44.0
高 潮 期	1993年	100.0	6.9	4.2	88.9	100.0	46.7	7.4	45.9
	1996年	100.0	6.6	9.7	83.7	100.0	44.1	18.2	37.7
質的变化期	1997年	100.0	6.4	11.6	82.0	100.0	40.8	20.1	39.1
	2004年	100.0	3.2	12.5	84.3	100.0	24.7	30.6	44.7

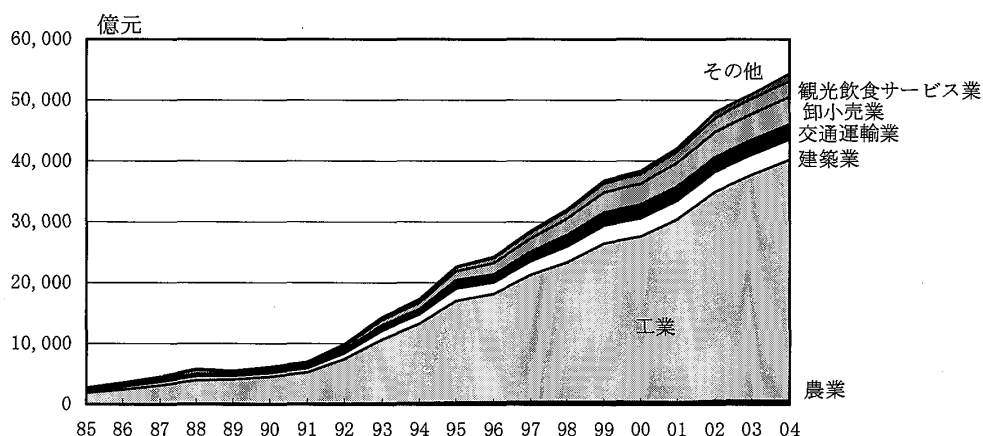
資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

業法」,「私営企業暫定条例」に基づいて登録された有限責任会社, 株式有限会社, 契約企業及び私営企業を含む。「集団企業」には, 私営企業以外の集団企業⁽¹⁷⁾, 株式合作企業⁽¹⁸⁾, 連合経営企業⁽¹⁹⁾, 有限責任会社⁽²⁰⁾, 株式有限会社⁽²¹⁾, 港・澳・台商投資企業⁽²²⁾, 外商投資企業⁽²³⁾を含んでいる。

社隊企業の時代はすべてが集団企業に分類されるが, 郷鎮企業となってから集団企業数は横ばいで推移しているから, この時期の郷鎮企業数の急増は個体企業の激増によるものであることがわかる。構成比からみれば, 個体企業が82~85%を占め, 集団企業は13%から8%に低下している。私営企業は4%から6%にわずかに上昇している。

この時期, 就業者数も急増しているが, これはすべての企業形態において増加したことによるものである。構成比からみれば, 集団企業は59.5%から51%に低下し, 個体企業が34%から38.5%に上昇している。

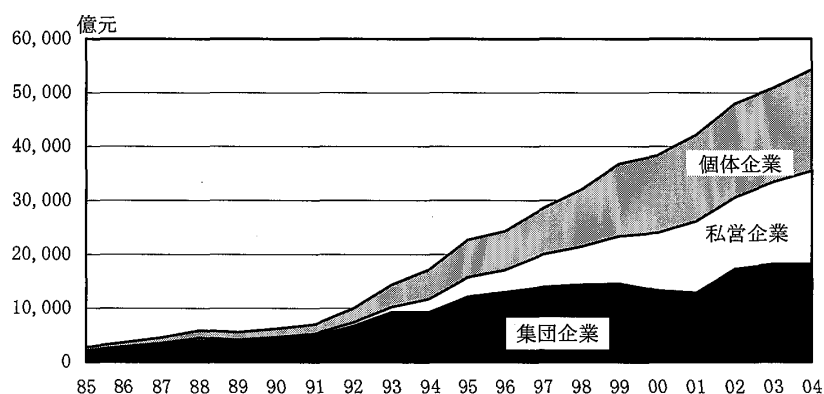
実質総生産額についてみると(図II-2-4, 5, 表II-2-3), 郷鎮企業全体では2.1倍となっており, その中で, 卸小売業は3.6倍, 建築業は2.7倍となっており, 企業形態別にみても私営企業は3倍, 個体企業は2.4倍となっている。



図II-2-4 郷鎮企業の業種別実質総生産額の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

注：総生産額の実質化は工業品出荷価格指数（1985年=100）による。



図II-2-5 郷鎮企業の企業形態別実質総生産額の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

注：総生産額の実質化は工業品出荷価格指数（1985年=100）による。

表II-2-3 郷鎮企業の業種別・企業形態別実質総生産額の構成比の変化と伸び率 (単位：%)

区 分	年次	計	業 種 別							企業形態別		
			農業	工業	建築業	交 通 運輸業	卸小売業	観光飲食 サービス業	その他	集団 企業	私営 企業	个体 企業
急 展 開 期	1985年	100.0	2.1	67.0	9.1	5.9	6.5	3.0	6.5	72.9	6.8	20.3
	1988年	100.0	1.7	66.6	11.3	6.5	10.9	2.0	1.1	67.3	9.5	23.2
	88/85	213.5	167.8	212.2	266.0	233.7	358.7	142.7	37.1	197.2	298.3	243.4
再編調整期	1989年	100.0	1.6	72.6	10.8	6.6	5.3	2.1	1.0	66.4	8.1	25.4
	1992年	100.0	1.5	73.8	10.0	6.2	5.2	2.9	0.4	67.1	6.8	26.1
	92/89	180.3	166.7	183.2	166.7	169.5	177.8	250.0	76.2	181.9	150.8	185.2
高 潮 期	1993年	100.0	1.3	73.3	10.1	6.2	5.8	2.8	0.4	64.3	6.7	29.1
	1996年	100.0	1.6	73.2	7.8	5.4	7.7	3.5	0.8	53.6	16.8	29.6
	96/93	169.1	212.2	169.0	129.7	147.7	226.0	206.5	302.2	141.0	426.1	172.4
質的变化期	1997年	100.0	1.5	73.2	7.8	5.4	7.7	3.5	0.9	48.8	21.2	30.0
	2004年	100.0	1.2	72.8	6.3	4.6	8.2	4.8	2.2	33.5	31.8	34.7
	04/97	190.3	150.5	189.1	153.0	160.2	202.9	262.5	486.5	130.8	285.4	219.8

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

注：総生産額の実質化は工業品出荷価格指数（1985年=100）による。

なお、本稿において総生産額の実質化は、国家统计局編『中国統計年鑑（中国統計出版社）』の工業品出荷価格指数（85年＝100）によった。同年鑑では、この指数は「工業企業が自分の企業以外のあらゆる企業に販売するすべての製品の価格の相対的变化を表すもの」と解説されており、工業部門の総生産額が郷鎮企業全体の7割を占める現状から、これを全体の総生産額の実質化に用いても大きな支障はないと判断した（以下、総生産額の実質化は同じ）。

3 再編調整期（1989～92年）と高潮期（1993～96年）

1990年代は不足経済が全面的に終了し、供給が過剰となり買い手市場となったことから市場競争はますます激しくなり、郷鎮企業の発展戦略も粗放型から集約型へ、企業規模の拡大、特色のある産業区の発展、市場リスクへの抵抗力を強めることに転換していくことになる。

92年春の鄧小平による「南巡講話」を契機に、郷鎮企業は大きな発展高潮を迎えるが、市場経済体制の確立と93年3月の第8期全国人民代表大会第1回会議で採択された『中華人民共和國憲法修正案』により、个体私営経済は補完的地位から重要な組織構成部分とされ、郷鎮企業においても家族経営、家族間合作経営による个体私営企業は未曾有の成長を遂げた。中でも个体私営企業が主体となった蘇南を代表とする郷鎮企業は、その経済規模の大きさと農村社会への貢献度の高さから大きく評価された。

しかし、94年から国内外の経済環境は大きく変化し、多種多様な競争主体が大量に出現し、売り手市場から買い手市場に変わった。その一方、中央政府はマクロコントロールを強め、財政政策の引き締めを行ったことから、郷鎮企業の資金不足が目立つようになる。

郷鎮企業の発展方向について農業部は、91年11月に「郷鎮企業発展の10年計画と第8次5ヵ年計画の綱要」を発表し、沿海及び経済発展地域では輸出型企業、輸入代替型企業、技術集約型企業を、中部地域は農産物と副業産品の加工を主力に地場資源に立脚した採鉱業や建築材企業などを、西部及び経済未発達地域は採掘業、鉱物加工企業、軽工業、紡績業、辺境貿易産品加工業などをめざすとしている。

郷鎮企業の位置づけに関して、この89年から96年をはさむ「第8次5ヵ年計画（1991～95年）」⁽²⁴⁾においては、郷鎮企業を「農村経済の重要な柱であり、国民経済の重要な一翼である」と位置づけ、引き続き健全な発展を図るとした上で、「郷鎮企業がさらに構造を調整し、製品の品質を高め、経済効果を高め、適度の成長を維持し、国民経済全体と調和のとれた発展を図るよう導くべきである」としている。同時に、農業と郷鎮企業は相互に依存しあい、その地域の実情に合わせて「亦工亦農（工業もやれば農業もやる）」や「離土不離郷」などを実現し、「様々な形態で農村の余剰労働力を吸収すべきである」として、郷鎮企業への大きな期待を寄せている。

また、国務院は先に農業部が作成した「郷鎮企業の持続的で健全な発展を促進する報告」を92年3月に承認し通知した。そこでは、「郷鎮企業の発展は中国の特色ある社会主義建設の重要な組織構成部分であり、農村経済の繁栄、農民収入の増加、農業現代化の促進と国民経済発展の上で避けて通れない道である」としている。その上で、農村余剰労働力の就業問題の解決、都市と農村の所得格差の是正、ひいては政治・経済・社会の安定と発展において重要であると郷鎮企業の意義を大きく評価している。

さらに、93年11月の国務院による「当面の農業と農村経済発展に関する若干の政策措置」、94年3月に国務院常務会議が採択した「90年代の国家産業政策綱要」では、郷鎮企業の農村余剰労働力の移転という役割を高く評価した上で、郷鎮企業を小城镇（農村の中にあって都市機能

を併せ持つ町)に集積させるよう誘導するとしている。

企業形態については、90年2月に農業部から通達された「農民株式合作企業暫定規定」では、3戸以上の農民が資金、実物、労働力を株とし、労働と出資金に応じて収益を配分する「農民株式合作企業」を郷鎮企業の新たな企業形態として容認している。

また、90年6月には、国務院が「郷村集団所有制企業条例」を公布したが、郷村集団所有制企業は、自主経営、独立採算及び損益自己負担を原則とするとしている。そこで特徴的なのは、各級人民政府の郷鎮企業主管部門に「農村余剰労働力就業計画」の作成を義務づけている点であり、郷鎮企業に対する余剰労働力雇用への期待の大きさがうかがわれる。

さらに農業部は、92年12月に「郷鎮企業における株式合作制の推進と健全化に関する通知」、「郷鎮企業改革の深化に関する要点」を通達し、郷鎮企業の株式合作制への転換を積極的に進めるとしている。しかし、株式合作制とはいっても、集団が多く株式を保有し、まだ公有制の性格を有するものが多いのが実態であった。

企業運営に関しては、94年からは、郷鎮企業に対する税制優遇措置が見直しされ、企業形態にかかわらず統一税率が課されることになり、集団企業に対する相対的有利性もなくなった。また、郷鎮企業における行政と企業経営の役割が明確に分かれておらず、財産所有権も不透明であるなど、郷鎮企業の制度改革を求める声が強くなった。

そこで農業部は94年3月に「郷鎮企業における財産所有権制度改革に関する意見」、9月に「郷鎮企業における現代企業制度の構築に関する意見」を通達し、財産所有権を明確化し、行政と経営を分離させて現代企業制度を確立しようとした。

また、96年6月には農業部と労働部が連名で「郷鎮企業における労働契約制度の実施に関する通知」を発し、郷鎮企業における労使関係を安定させ、郷鎮企業と労働者の合法的權益を保障するとともに、農村余剰労働力の秩序ある移転を進めるため、郷鎮企業にも労働契約制を導入することを指示している。

次に、再編調整期と高潮期における郷鎮企業の動向をみることにしよう。89年から92年までの再編調整期には、郷鎮企業の企業数と就業者数とも横ばいないしは微増で推移している（前掲図II-2-1, 2）。

その理由の一つは、当時の緊縮財政政策に基づき89年1月から郷鎮企業に対する新規貸付を半減したことや、89年6月に発生した「第二次天安門事件」とそれに対する先進諸国からの経済制裁の影響である。二つ目は、急展開期のわずか数年の間に急増した郷鎮企業の中には、経営不振に陥るものが増加し、その整理が行われたことである。

そのため国務院は、89年3月に「当面の産業政策の要点に関する決定」を通達し、経済効率と収益性が高い郷鎮企業や小企業を支援する一方、そうでないものは転業や操業中止させることを決定したため、多くの郷鎮企業が廃業に追い込まれたのである。

しかし、その構成比は企業数では工業が39%程度、交通運輸業と卸小売業が20%程度で、急展開期と大差はなく、就業者数においても同様である（前掲表II-2-1）。企業形態別にみても、企業数及び就業者数は急展開期と大きな差はみられない（前掲図II-2-3, 表II-2-2）。すなわち、郷鎮企業の整理は業種や企業形態を問わずに行われたのである。

実質総生産額の伸び率は急展開期より小さく、全体では1.8倍となっているが、その中で観光飲食サービス業が2.5倍となっており、企業形態別にも集団企業と個体企業の伸びには大きな差がない（前掲表II-2-3）。

93年から96年までの高潮期は、前3年間の郷鎮企業の整理を終え、再び企業数、就業者数がともに急増した時期であり、その特徴の第1は、企業数は工業では減少しているのに対して、卸小売業、交通運輸業が大きく増加したことである（前掲図II-2-1）。

構成比でも（前掲表II-2-1）、工業は37%から32%へと低下している反面、卸小売業は21%から25.5%へ、交通運輸業が20%から23%へと上昇しており、郷鎮企業の第三次産業化の傾向が表れはじめている。このことは、企業形態別の構成にも反映されており、卸小売業、交通運輸業など小規模な个体企業の増加となって現れている（前掲表II-2-2）。

しかし、就業者数では企業数とは異なり、卸小売業や交通運輸業に増加がみられるが、工業も就業者数を大きく増加させており（前掲図II-2-2）、構成比でみれば停滞期とほとんど変化がない。このことは、工業において経営規模の拡大が進んだことを意味する。また、私営企業の就業者数が増加しはじめたことも特徴的である（前掲表II-2-1）。

実質総生産額は、全体でこの期間に2.1倍に増加しており、業種別にみてもほとんどの業種で増加している（前掲表II-2-1）。業種別の構成比は2.3倍となった卸小売業で上昇したものの、全体としては前期と大きな変化はない。しかし企業形態別にみると、集団企業は64%から54%へと大きく低下した反面、実質総生産額が4.3倍に増加した私営企業は7%から17%へと大きく上昇している（前掲表II-2-2）。

この時期の特徴の第2は、1社当たりの実質総生産額が業種別にも、企業形態別にも差が拡大しはじめたことである（図II-3-1, 2）。すなわち、工業と建築業は急速に増加させているのに対して、観光飲食サービス業、交通運輸業、卸小売業ではその増加速度ははるかに緩慢である。

このことは企業形態別にみても、工業が中心となっている集団企業の1社当たり実質総生産額の増加速度が速く、観光飲食サービス業、交通運輸業、卸小売業が中心の个体企業ではわずしか増加していないところにも現れている。

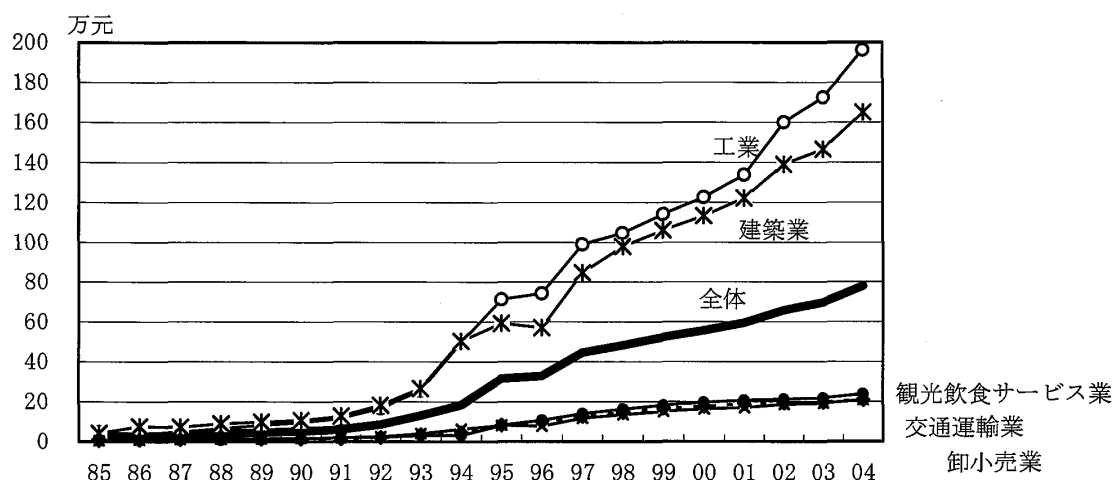
4 「郷鎮企業法」の制定と質的变化期（1997年以降）

97年以降、東南アジアの経済危機に加えて、97年9月に開催された中国共産党第15期第1回大会において、公有制を主としながらも多様な所有制経済が並存する経済制度の確立が採択されたことにより、苦境に立つ郷鎮企業に一連の変化が生じてきた。郷鎮集団企業の主体地位は个体私営企業に取って代われ、郷鎮企業制度の体系的整備が必要となったのである。これを体現したのが「郷鎮企業法」である。

「郷鎮企業法」は96年10月の全人代常務委員会で採択・公布され、97年1月1日から施行されたが、制定の理由について田紀雲全人代副委員長は、「党中央と国務院は、……郷鎮企業に関係する30件余りの法規と政策性文書を公布し、関係部門は40件以上の関係政策規定を制定したが、……これらはまだ法律の域に達していない。……（したがって）郷鎮企業発展の基本方針、重要原則と主要任務を明確にし、郷鎮企業の財産所有権関係を確立し、郷鎮企業の管理体制を整備し、農業支援の義務を規定し、郷鎮企業発展の特恵措置とその行為規範の具体的要求を提出」⁽²⁵⁾する必要があるからであると述べている。

すなわち、これまで出された数多くの通達や規定を一本化し、その役割や企業形態、奨励策に法律的裏づけを与えようとしたものである。制定された郷鎮企業法の要点を整理すれば、次のようである。

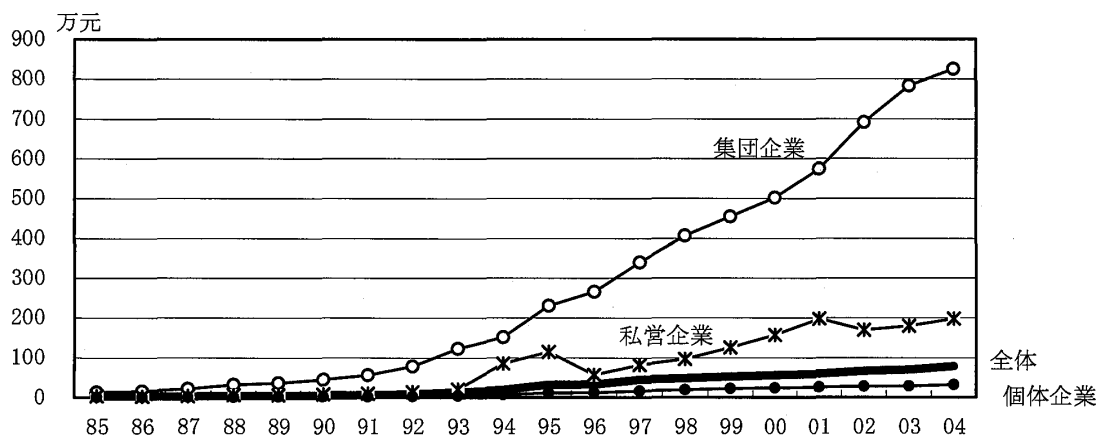
郷鎮企業の定義については第2条で、「農村集団経済組織又は農民の投資を主とし、郷鎮（管



図II-3-1 郷鎮企業の業種別1社当たり実質総生産額の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

注：総生産額の実質化は工業品出荷価格指数（1985年=100）による。



図II-3-2 郷鎮企業の企業形態別1社当たり実質総生産額の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

注：総生産額の実質化は工業品出荷価格指数（1985年=100）による。

轄する村を含む）において設立する農業支援義務を負う各種企業をいう」としている。ここで、「農民の投資を主とする」とは、農村集団経済組織又は農民の投資が50%以上であることをいうが、それ以下であっても、持分により支配できる又は実質的に支配的役割を果たせるものも含められており、その郷鎮企業が企業法人の条件に適合しているときは、関連法により企業法人格を取得することができる」とされている。

また、第4条では、郷鎮企業は農村の集団経済組織を主体としながらも、農村経済を発展させるという目的をもつ多様な経済セクターも容認されており、第9条では、郷鎮企業が都市に設立した支店や営業所、農村集団経済組織が都市に設立した農業支援義務を負う企業も郷鎮企業として扱われることになっている。

郷鎮企業の財産権については第10条で、①. 農村集団経済組織が投資し設立した場合は、その企業の財産所有権は企業を設立した農民集団が全体で所有することとされ、②. 農村集団経済

組織がその他の企業、組織又は個人と共同で投資し設立した場合は、出資した持分に応じて投資した者が所有し、③. 農民個人が単独又は共同で投資し設立した場合は、その投資者が所有することになっている。

郷鎮企業の位置づけとしては第3条で、「農村経済の重要な柱であり、国民経済の重要な構成部分である」とした上で、その主な任務は、「市場の需要に基づき商品生産を發展させ、社会サービスを提供し、社会に有効な供給を増加させ、農村の余剰労働力を吸収し、農民の収入を高め、農業を支援し、農業及び農村の近代化を推進し、国民経済及び社会事業の發展を促進することにある」としている。また第25条では、郷鎮企業が外国との経済技術協力と交流により、輸出商品の生産基地を建設し、輸出による外貨獲得を奨励している。

郷鎮企業の配置については第26条で、地方各級政府は郷鎮企業の發展と小城鎮の建設を結合させ、郷鎮企業を適切に集中發展させるように誘導、促進し、社会的基盤及びサービス施設の整備を進めて、小城鎮の建設を加速させるとされている。

郷鎮企業の義務と権利としては第17条で、納税後の利益の中から一定割合を農業支援及び農村の社会的サービスのために用いることを求めている。その割合及び使用方法については、省、自治区、直轄市政府が定めることになっており、法令の定めがある場合以外は、何人も郷鎮企業から費用を徴収し又は分担させてはならないとされている。

郷鎮企業に対する優遇措置としては第18条で、一定期間、税の徴収を一定の割合で減じるものとされ、減税の対象となる税種、期間、割合は国務院が定めることになっている。また第19条では、中小型の郷鎮企業のうち、①. 集団所有制郷鎮企業のうち設立初期に明らかに経営が困難であるもの、②. 少数民族地区、辺境地区、貧困地区に設立したもの、③. 穀物、飼料及び肉類の加工、保管及び他の地域での販売を行うもの、④. 国の産業政策から特別な支援が必要なものについて、それぞれの状況に応じて一定期間、税制上の優遇措置が講じられることとしている。税制上の優遇措置のほかには第20条で、上記①～④の郷鎮企業に対して国の関係金融機関は優先的に融資を行い、發展が見込まれるが資金調達が困難な企業には優遇貸付を行うことになっている。

なお、第41条では郷鎮企業が本法の定め違反した場合又は農業支援の義務を果たさない場合は、郷鎮企業行政管理部門がその是正を命じることが規定され、是正するまでは与えられた優遇措置の一部又は全部が停止されることになっている。

郷鎮企業の位置づけに関して、「第9次5ヵ年計画(1996～2000年)」⁽²⁶⁾においては、引き続き郷鎮企業の發展を農村経済繁栄の重点的戦略と位置づけ、「郷鎮企業の体質と水準の向上に努め」、「郷鎮企業の適度の集中を図り、郷鎮企業の發展と小城鎮建設を結びつける」としている。

また、就業問題の解決に向けて、都市部の就業拡大と農村余剰労働力の移転のため、第三次産業と郷鎮企業を積極的に振興し、都市と農村の集団経済とともに個人経営と私営經濟を發展させるとしており、企業経営の多様化も強調している。

このように第9次5ヵ年計画では、都市部でも国営企業改革などで深刻化している就業問題を解決する必要に迫られたことから、農村余剰労働力の大都市への流入を抑制するため、郷鎮企業を小城鎮に集中させ、そこで余剰労働力を吸収しようとする考え方がうかがわれる。

「第10次5ヵ年計画(2001～05年)」⁽²⁷⁾においては、郷鎮企業の位置づけに大きな変化がみられる。農民の増収分野の拡大策の一つとして、「農村の余剰労働力を積極的かつ秩序をもって他に移動し、農民が農業以外の産業により多く従事するように導く」と記述されているが、郷鎮企

業については、その構造調整と合理的集中の促進が掲げられているだけである。

その上で、「都市化戦略を実施し、都市と農村の共同の進歩を促進する」として、小城镇の発展を強調している。すなわち、「小城镇を発展させることは、我が国の都市化推進の重要な方途である」とし、「小城镇を発展させる鍵は小城镇の経済的繁栄にあり、農村の各種企業の合理的集中、農村の市場体系の整備、農業の産業化経営、社会サービスの発展を小城镇の建設と結びつけること」が必要であるとしている。しかし、ここでは郷鎮企業も「農村の各種企業」の一つとしてしか位置づけられていない。

また、戸籍制度についても、「都市の戸籍制度を改革し、都市・農村間の人口の秩序ある流動メカニズムを形成する。農村労働力の都市での就業に対する不合理な制限を取り除き、農村余剰労働力の都市・農村、地域間の秩序ある流動を誘導する」として、農村と都市の労働力移動の制約となってきた戸籍制度改革に言及している。

これは、拡大する都市と農村の所得格差の是正が放置できない課題となってきた現状を踏まえれば、農村余剰労働力の農業以外への移動が不可欠であり、そのためには戸籍制度の改革が避けられないという認識が底流にあるとみることができる。

しかし、戸籍制度の改革を短期に実現することは難しいため、直接に大都市に移動させず、農村地域内にある小城镇で食い止めたいとの意図があると考えることができる。このあたりは、第9次5ヵ年計画における農村余剰労働力の大都市への流入を抑制し、地方都市で極力吸収したいという考え方の延長線上にあるといえる。

農村余剰労働力の問題に関して、中共中央と国務院が01年1月に発した「2001年農業・農村工作に関する意見」⁽²⁸⁾では、「農業の余剰労働力を栽培業から多角経営、郷鎮企業と小城镇へ徐々に移動させることは、農業の労働生産性向上のためには必ず通らなければならない道であり、農村の豊富な労働力資源を十分に活用し、複数ルートで農民の所得を増やす上で必要なことである」とし、「9億人で食糧をつくる状態を改めなければ、農民は豊かにはならず、農村の近代化も難しい」とまで言い切っている。

「郷鎮企業法」制定後も、郷鎮企業に関連する各種通達が出されているが、それを整理すれば次のようである（前掲表II-1-1参照）。

97年3月、中共中央と国務院は農業部の「郷鎮企業の状況、今後の改革及び発展に関する意見報告」を通達した。そこでは、今後15年間における郷鎮企業の目標は、農民収入の増加と余剰労働力の吸収であるとした上で、集団経済を主体としながらも多種経済要素の共同的発展、多種多様な方法による資金調達、郷鎮企業に対する税制面での支援、輸出や外資導入の推進、郷鎮企業の負担軽減などが主要施策として掲げている。

また、99年7月に国務院は、農業部の「当面の農業生産構造調整に関する若干の意見の通知」を採択した。その中で、郷鎮企業は農墾企業⁽²⁹⁾や農業関係企業と各種合作経済組織を設立し、市場のニーズに応じて農産品加工、貯蔵、流通などを発展させることが必要であるとしている。また、大型の農業産業化⁽³⁰⁾をリードする企業は、農民と連合経営やリスク共同負担・利益共同体を設立して農村に高度化した農産品加工施設を建設し、生産から加工・販売までを一体化した経営を実現する必要があるとしている。

2000年6月、中共中央と国務院は「小城镇の健全な発展に関する若干の意見」を通達した。そこではインフラ整備やサービスの向上、企業負担の軽減などにより、郷鎮企業をはじめとする各種農村企業の小城镇への誘導を明確にしている。

このような動きは、農業に関する基本法ともいえるべき「農業法」の改正にも現れている。02年12月、第9期全人代常務委員会は改正「農業法」を採択した。改正法では、農業の定義を従来の栽培業、林業、牧畜業、漁業に加えて、それと直接関連する生産前、生産中、生産後の活動も含めることとされ、農業生産資材供給や加工販売なども本法でいう農業に含まれるとしている。すなわち、農業関連産業をも本法の対象としたわけである。

具体的には、第13条において「農産品生産、加工、流通サービス企業、科学研究機関とその他組織が農民又は農民専業合作経済組織と契約或いは各種企業の設立などを通じて、収益を共に享受しリスクを共に負担する利益共同体を形成し、農業産業化経営を推進し、農業発展を誘導する」としている。また第29条では、農産品加工企業の合理的地域配置と集積を図り、農民の専業合作経済組織と郷鎮企業の農産品加工業を支援するとしている。

また、国務院は05年2月、「個体私営等非公有制経済発展の支援と誘導に関する若干の意見」を発し、法令により参入が制限されている分野を除き、非公有制経済がほとんどすべての分野へ参入することを認めるとしている。このことは、郷鎮企業にも適用されると考えられるから、その業務の制約は事実上なくなったものといえる。その上で、ハイテク産業、近代サービス業と近代農業への投資を支援し、雇用能力の高い輸出向け加工や農産品加工など労働集約型産業を育成するとしている。

さらに中共中央と国務院は、06年1月に1号文件として「社会主義新農村建設⁽³¹⁾の推進に関する若干の意見」を発した。そこでは、都市と農村の二元構造体制の改革を加速し、都市と農村の労働者の平等な就業制度と経済発展水準に適應する多種多様な農村社会保障制度を構築することを目標に掲げており、同時に、「農村労働力の移転を加速させ、農民の非農業収入を増加させ、……産業政策に適應する郷鎮企業の発展、特に、労働集約型企业とサービス業を奨励する」としている。

郷鎮企業の企業形態に関しては、03年12月、中共中央と国務院は、「農民収入増加の促進に関する若干の政策的意見」を通達したが、その中で「郷鎮企業の改革と調整を推進する。……農村集団企業制度改革によって株式制と株式合作制など混合所有制企業を誘導し、……現代企業制度の構築を支援する」とし、農村集団企業の体制改革の重要性を強調している。

このように、「郷鎮企業法」制定後もその振興のための諸通達が出されているが、特徴的なのは、郷鎮企業だけに限定した通達は少なくなっていることである。これは、かつてのように郷鎮企業を農民収入の増加と余剰労働力吸収の「切り札」としてではなく、各種施策の一つと位置づけるようになったためであると考えられる。

97年以降の質的变化期は、全体としては実質総生産額を順調に増加させながらも、企業数及び就業者数は緩やかにしか増加していないが、業種や企業形態の構成が大きく変化した時期である。

企業数は工業、建築業、交通運輸業にはほとんど変化がないが、卸小売業と観光・飲食サービス業が増加し、構成比では工業が29%となり、交通運輸業も17%にまで低下した反面、卸小売業は31%、観光・飲食サービス業は16%にまで上昇し、企業数では第三次産業が郷鎮企業の中心となっている(前掲図II-2-1, 表II-2-1)。

企業形態別には、個体企業と私営企業が増加し、集団企業は減少を続け、構成比では私営企業が12.5%にまで上昇した反面、集団企業は3%にまで低下している(前掲表II-2-2)。

就業者数では観光・飲食サービス業が増加しているが、卸小売業ではそれほど増加せず、交通

運輸業では減少している（前掲図Ⅱ-2-2）。その中で工業は緩やかに増加を続けており、構成比では第三次産業が27%、工業が58%と、就業者数では依然として工業が中心となっているが、工業のウェイトは企業数でも就業者数でも確実に低下している（前掲表Ⅱ-2-1）。

企業形態別には、个体企業と私営企業が増加し、集団企業は一貫して減少している。構成比では个体企業が45%と最大の割合を占め、私営企業も31%にまで上昇したが、集団企業は25%にまで低下している（前掲表Ⅱ-2-2）。

実質生産額はこの期間に、いずれの業種も増加しており、全体では1.5倍となっている（前掲図Ⅱ-2-4、表Ⅱ-2-3）。その中で観光・飲食サービス業は2.6倍、卸小売業は2倍となり、工業の増加率を上回っている。企業形態別でも、いずれの形態でも増加しているが（前掲図Ⅱ-2-4）、私営企業は2.9倍、个体企業は2.2倍と集団企業の1.3倍をはるかに大きく増加している（前掲表Ⅱ-2-5）。

しかし、1社当たりの実質総生産額でみると、まったく異なる様相を示している。つまり、企業数が減少傾向にある工業と建築業の伸びが格段に大きく、企業数が増加傾向にある第三次産業部門で伸びが小さく、その格差は前期を上回る速度で進行している（前掲図Ⅱ-3-1）。このことは、企業形態別にみても工業が中心となっている集団企業の伸びが大きく、集団企業や个体企業との伸びの格差が拡大していることにも現れている（前掲図Ⅱ-3-2）。

このように、就業者数で59%、実質生産額で73%を占める工業の1社当たり実質総生産額が他の部門を引き離して増加している一方で、その就業者数の増加が緩慢である。その要因は、郷鎮企業を取り巻く情勢の変化に対応し、郷鎮企業に最も期待されてきた農村余剰労働力の吸収という役割が薄れ、資本の論理にそった自己増殖するという性格に変わってきたことにあると考えられる。

Ⅲ 雇用力からみた「郷鎮企業」の質的变化

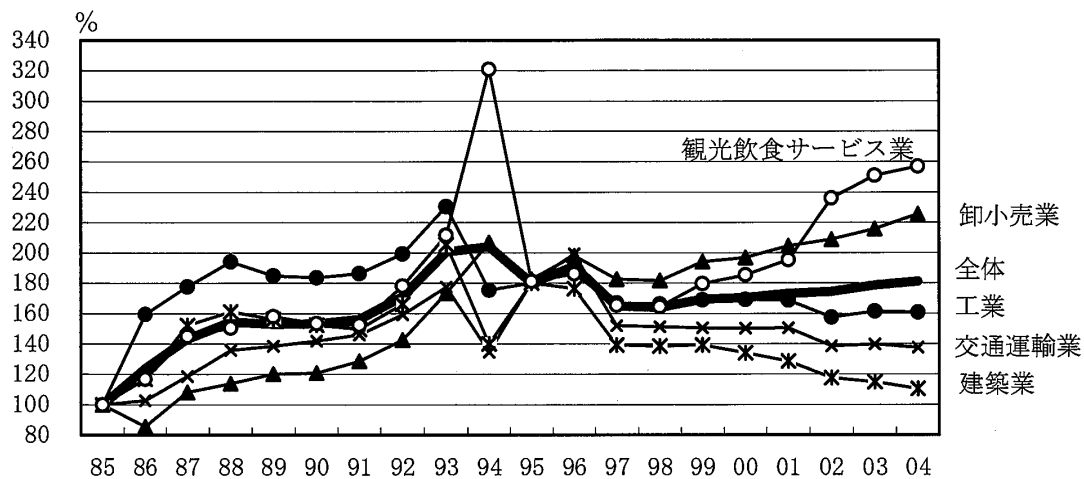
1 質的变化の内容

郷鎮企業概念について劉⁽³²⁾は、客観情勢の変化に伴って郷鎮企業概念も拡大し、その発展も情勢に適応していく必要があるとしている。

これまでみてきた郷鎮企業の制度的枠組みと位置づけの変化及びその発展過程から、郷鎮企業の質的变化は、皮肉にも「郷鎮企業法」が制定された直後から始まっているといえる。1997年以降における質的变化の内容について整理すれば、次のようになる。

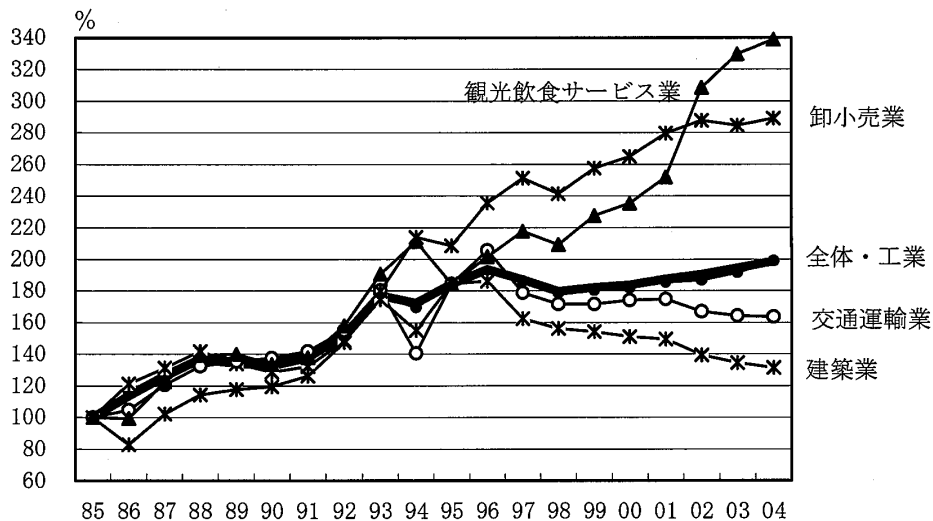
第1は、郷鎮企業の第三次産業化である。企業数と就業者数が観光・飲食サービス業と卸小売業で急速に増加し、これら第三次産業部門の構成比は企業数で6割、就業者数で3割を占めるようになってきている（図Ⅲ-1-1, 2, 前掲表Ⅱ-2-1）。他方、その中で工業の企業数は93年にピークに達した後、ほぼ一貫して減少を続けており、就業者数の伸びは観光・飲食サービス業及び卸小売業の増加には遠く及ばない。

第2は、郷鎮企業の企業形態の多様化とその資本主義的性格の強まりであり、同時に个体企業が支配的になったことである。このことを、現在では企業数では3割にすぎないが、就業者数では6割を占め、工業企業が太宗を占める集団企業の企業形態の変化からみてみよう。統計データの制約から2002年と04年の比較しかできないが（表Ⅲ-1-1）、有限責任会社、株式有限会社、港・澳・台商投資企業、外商投資企業が集団企業に占める割合は、2002年では企業数で30%、



図III-1-1 業種別郷鎮企業数の推移 (1985年=100)

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版



図III-1-2 業種別郷鎮企業の就業者数の推移 (1985年=100)

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

就業者数で42%、総生産額で48%であったものが、04年にはそれぞれ47%、61%、70%と、わずか2年間に大幅に増加している。

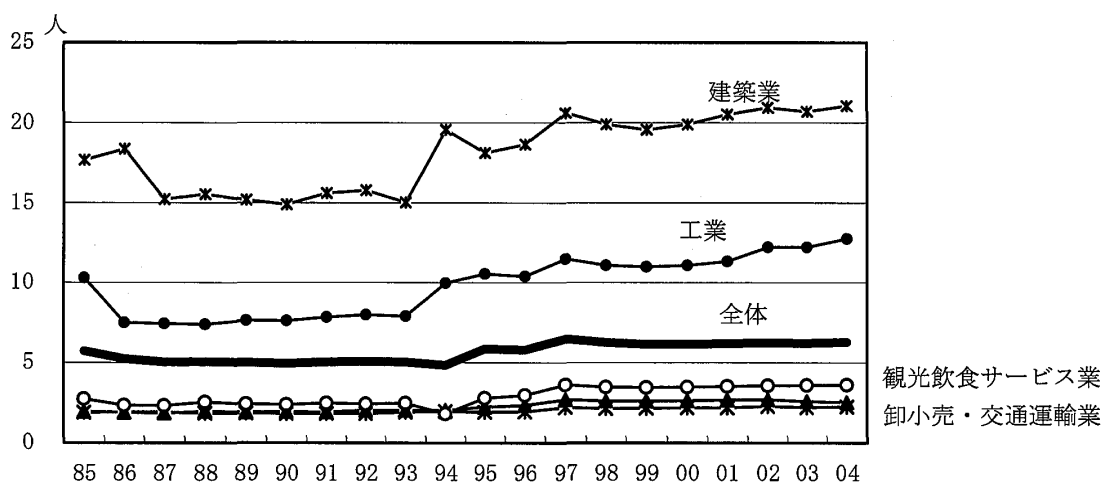
また、個体企業が支配的となったのは、前述の郷鎮企業における第三次産業化の結果であり、一般に観光・飲食サービス業や卸小売業などの雇用規模は小さいから、急速に拡大した第三次産業部門の企業の多くは、従業員が7人以下という条件の個体企業を選択したことによるものである。

第3は、郷鎮企業1社当たりの就業者数は、業種別には工業と建築業で、企業形態別には集団企業と私営企業で増加傾向にあることである（図III-1-3, 4）。しかし、観光・飲食サービス業、卸小売業、交通運輸業を主体とする個体企業では2～4人でほとんど変化がなく、全体としては停滞している。このことは、余剰労働力の吸収が期待できる産業分野は、工業と建築業であるが、これらの分野の就業者数が大きく伸びないならば、雇用能力が小さい第三次産業で吸収するには、

表III-1-1 郷鎮集団企業における企業形態別の企業数・就業者数・総生産額の変化

項 目		2002 年		2004 年		04/02
			構成比 (%)		構成比 (%)	
企 業 数 (千社)	集团企業合計	731.5	100.0	701.0	100.0	95.8
	集团企業	400.8	54.8	240.9	34.4	60.1
	株式合作企業	79.2	10.8	96.7	13.8	122.0
	連合経営企業	29.1	4.0	31.2	4.4	107.1
	有限責任会社	150.3	20.5	241.8	34.5	160.9
	株式有限会社	17.2	2.3	35.5	5.1	206.7
	香港・マカオ・台湾投資企業	33.8	4.6	35.7	5.1	105.6
	外商投資企業	21.1	2.9	19.3	2.7	91.3
就業者数 (千人)	集团企業合計	38,011.8	100.0	34,224.7	100.0	90.0
	集团企業	17,858.1	47.0	9,978.9	29.2	55.9
	株式合作企業	3,648.2	9.6	2,665.0	7.8	73.0
	連合経営企業	715.3	1.9	600.5	1.8	83.9
	有限責任会社	7,864.5	20.7	11,280.6	33.0	143.4
	株式有限会社	1,429.4	3.8	2,032.4	5.9	142.2
	香港・マカオ・台湾投資企業	4,399.4	11.6	4,835.4	14.1	109.9
	外商投資企業	2,096.8	5.5	2,831.9	8.3	135.1
総生産額 (億元)	集团企業合計	50,535.0	100.0	57,840.9	100.0	114.5
	集团企業	19,756.7	39.1	12,149.5	21.0	61.5
	株式合作企業	5,363.1	10.6	4,216.9	7.3	78.6
	連合経営企業	982.6	1.9	748.8	1.3	76.2
	有限責任会社	12,259.0	24.3	19,724.3	34.1	160.9
	株式有限会社	2,574.1	5.1	5,164.2	8.9	200.6
	香港・マカオ・台湾投資企業	5,409.6	10.7	8,031.7	13.9	148.5
	外商投資企業	4,189.8	8.3	7,805.6	13.5	186.3

資料：中国農業出版社『中国郷鎮企業年鑑』各年版

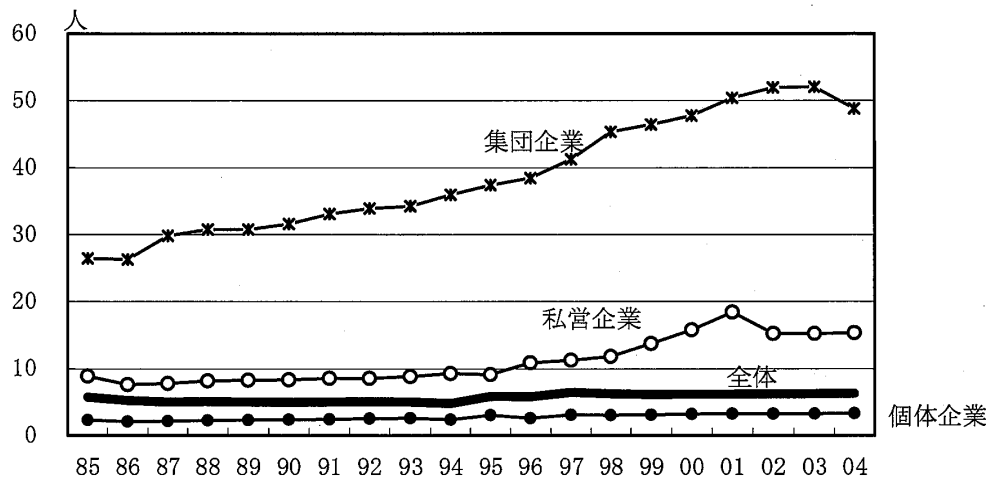


図III-1-3 郷鎮企業の業種別1社当たり就業者数の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

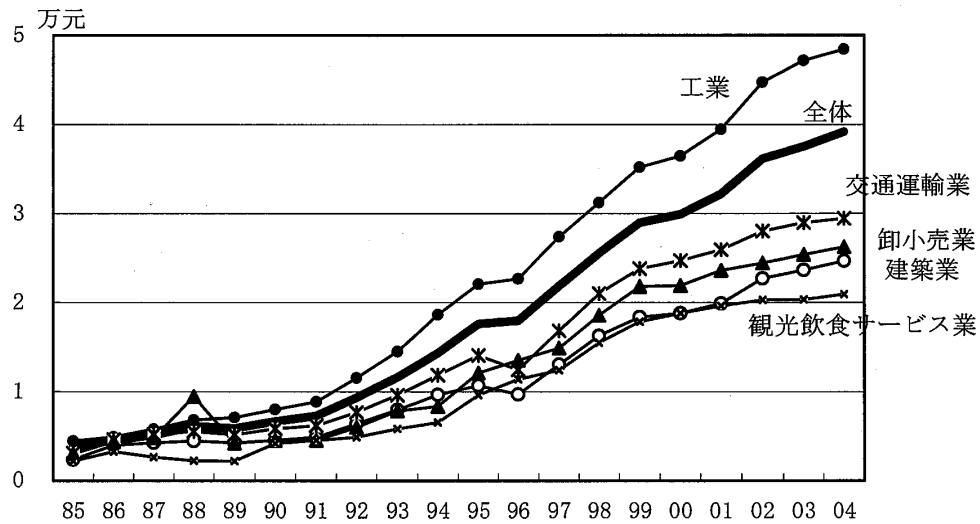
その企業数が大幅に増加するしかないことを意味する。

第4は、労働生産性が業種間の格差が拡大していることである。労働生産性の指標として就業者1人当たり実質総生産額でみると、工業の伸びが他を大きく引き離し、その差は確実に拡大している(図III-1-5)。また、このことは、企業形態別の格差にも表れている(図III-1-6)。



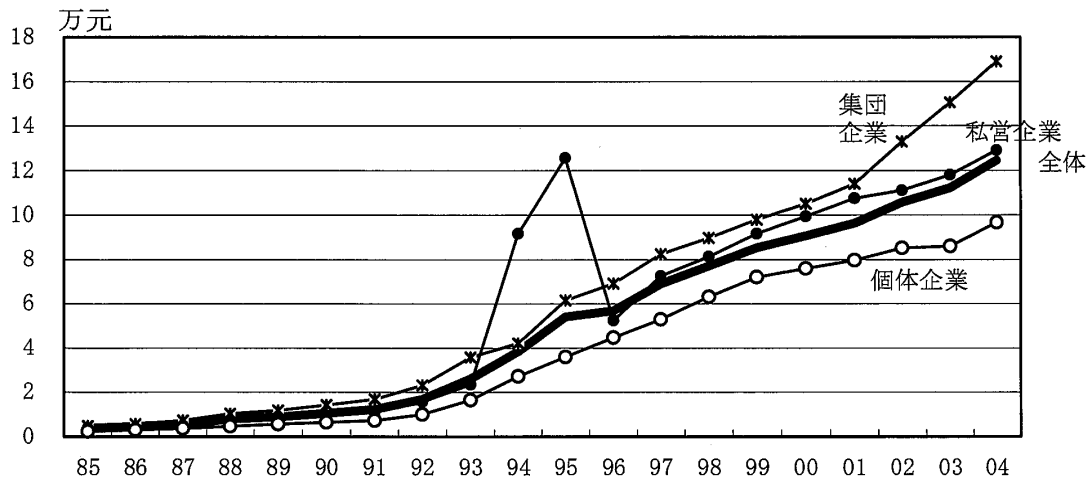
図III-1-4 郷鎮企業の企業形態別1社当たり就業者数の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版



図III-1-5 業種別郷鎮企業の就業者1人当たり実質総生産額の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版



図III-1-6 企業形態別郷鎮企業の就業者1人当たり実質総生産額の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

2 質的变化の背景

これまでみてきた郷鎮企業の変化は、1996年に「郷鎮企業法」が制定されて以降に顕著になってきたといえる。次に、これらの変化の背景について考察してみよう。

まず、前項第1の郷鎮企業の業種構成の第三次産業化であるが、これは、経済が発展するにしたがい第一次産業から第二次産業へ、第二次産業から第三次産業のウェイトが大きくなるというペティ＝クラークの法則が、中国でも都市部から農村部にも波及した結果である。中国の三次産業の就業人口割合の変化をみても（表Ⅲ-2-1）、全国では85年の17%から2004年には32%へと2倍近くになっており、農村でも8%から21%へと都市部より第三次産業化のスピードは速い。

第2の郷鎮企業の企業形態の多様化とその資本主義的性格の強まりは、都市部の一般企業における動きに対応したものである。郷鎮企業における企業形態の多様化を政策的に進めた経過について、前述のⅡから関連する部分を取り出して整理すると、次のようである。

最初に郷鎮企業としての条件を規定したのは、84年3月に通達された「社隊企業の新局面を切り開くことに関する報告」であり、郷・村経営の集団所有制企業を主体とするが、農民の個人経営及び多様な連合、合作企業も包含されるとされた。

87年8月には「都市と農村の个体工商户管理暫定条例」、88年7月には「私営企業暫定条例」が公布され、都市・農村を問わず個人経営企業や、合作企業、有限責任会社が企業形態として容認された。

90年2月には、「農民株式合作企業暫定規定」により3戸以上の農民が資金、実物、労働力を株とし、労働と出資金に応じて収益を配分する「農民株式合作企業」が認められ、6月の「鄉村集団所有制企業条例」の公布により、農民が集団で設立する企業が明確にされ、12月には株式合作制への転換が積極的に進められた。

そして97年1月から施行された「郷鎮企業法」では、郷鎮企業を「農村集団経済組織又は農民の投資を主とし、郷鎮で設立される農業支援義務を負う各種企業をいう」と定義しているが、農村集団経済組織又は農民の投資が50%以上か実質的に経営を支配できるものであればよいとしており、郷鎮企業の範囲を弾力化している。

03年12月には、郷鎮企業を株式制と株式合作制など「混合所有制企業」に誘導することを決めている。

このように、郷鎮企業において企業形態の選択の幅を広げた結果が、企業形態の多様化と資本主義的性格の強い企業を増加させてきたのである。その結果、本来、当該郷鎮のための郷鎮企業がそうでないものに変質していくことになる。

すなわち、農業に奉仕し支援しなければならないという義務が強く課されていた時期には、郷鎮企業には当該郷鎮の農民又はその家族を優先的に採用することが指導されていたが、賃金上昇が長期的に続くと（図Ⅲ-2-1）、労働集約的な企業はより賃金水準が低い地域から雇用するよう

表Ⅲ-2-1 中国の全国と農村の産業別就業人口割合の変化

(単位：%)

項 目	全 国					農 村				
	1985年	1990年	1995年	2000年	2004年	1985年	1990年	1995年	2000年	2004年
第一次産業	62.4	60.1	52.2	50.0	48.9	81.9	79.4	71.8	68.4	61.6
第二次産業	20.8	21.4	23.0	22.5	23.5	10.4	11.3	13.7	14.2	17.7
第三次産業	16.8	18.5	24.8	27.5	31.9	7.7	9.3	14.5	17.4	20.7

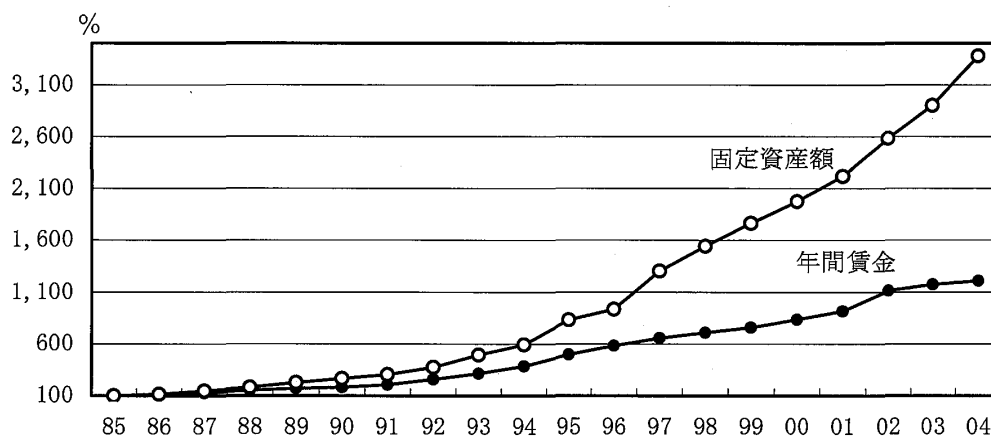
資料：中国統計出版社『中国統計年鑑』及び『中国農村統計年鑑』各年版

になる。

雇用労賃に農民の現在の収入が強く反映されると仮定して、農村住民1人当たり純収入を省市別に1995年と2004年で比較してみれば(図Ⅲ-2-2), その格差が拡大していることは明らかであり, その郷鎮企業が所在する地域の労働力吸収という役割が軽視され, 郷鎮のための企業という郷鎮企業本来の性格も変化していくことになるのである。

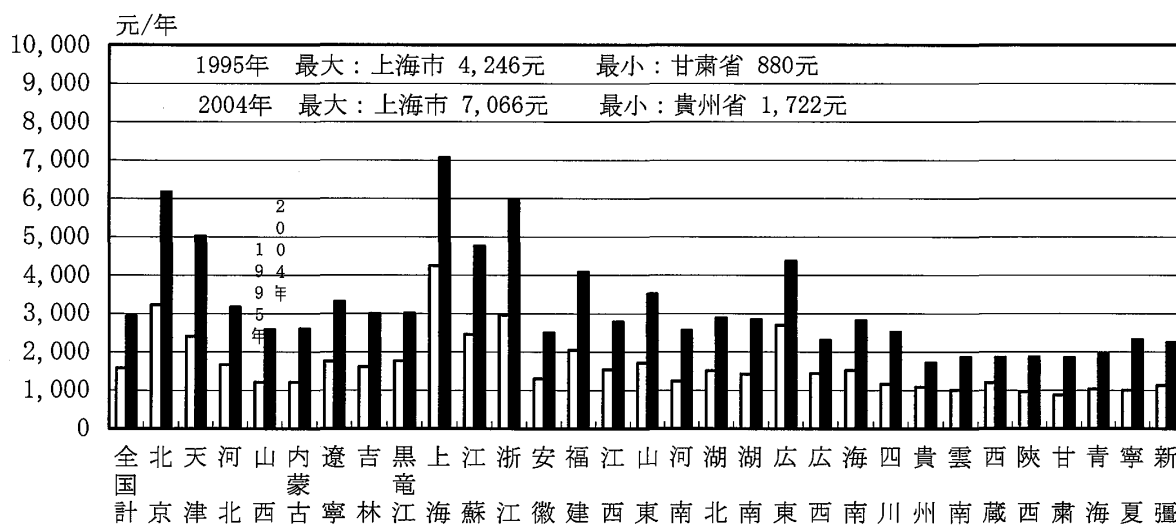
第3の郷鎮企業1社当たりの就業者数が, 業種別には工業と建築業で, 企業形態別には集団企業と私営企業で増加傾向にあることに関しては, 国内外での競争が激化する状況の下で品質の向上とコスト低減が要求されているためである。

すなわち, そのためには機械や施設整備を近代化する必要があり, 「規模の経済性」を追及すれば企業規模は拡大することになる。一方, 賃金は上昇を続けており, 労働者数を減少させる必要性が高まるが, それ以上に企業規模の拡大が進み, 結果として1社当たりの就業者数が緩やかに増加してきていると考えられるのである。また, 集団企業と私営企業で増加傾向にあることに



図Ⅲ-2-1 郷鎮集団企業における就業者1人当たり平均固定資産額と年間賃金の推移(1985年=100, 名目)

資料: 中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版



図Ⅲ-2-2 農村住民1人当たり純収入の変化

資料: 中国統計出版社『中国農村統計年鑑』2005年版

関しては、中心となる工業企業の形態が集体企業と私営企業主体であることによるものである。

第4の労働生産性が業種間の格差が拡大していることに関しては、郷鎮企業における工業分野は一般の工業に比較すれば労働集約的であるものの、郷鎮企業の第三次産業部門はさらに労働集約的である。前述のとおり、工業企業における機械・施設の近代化と規模拡大の効果が大きく表れてきている結果と考えられる。

このような郷鎮企業の性格の変化は、郷鎮企業の政策的位置づけが大きく変わったことによるものである。これが明確になるのは、2001年3月の第9期全人代第4回会議で採択された第10次計画においてである。

すなわち、前述したように、第7次5ヵ年計画(1986~90年)以来、常に郷鎮企業に農民収入の増加と農村余剰労働力の吸収に期待した書き込みがあったが、「第10次5ヵ年計画」では郷鎮企業の位置づけは、もはや「農業以外の産業」、「農村の各種企業」の一つでしかなくなったといえるのである。

また、「第11次5ヵ年計画(2006~10年)」⁽³³⁾においては、その重要な柱として「三農問題」解決に向けて「社会主義新農村建設」を掲げているが、その中で郷鎮企業と小城镇の発展を推進するとしているだけで、やはりその明確な位置づけはしていない。

このように、第10次5ヵ年計画以降、郷鎮企業の明確な位置づけがなくなったからといって、郷鎮企業が否定されたわけではない。前述したように、それ以降も各種通達等では郷鎮企業に関する規定が盛り込まれているからであるが、「農業以外の産業」、「農村の各種企業」の一つとしての扱いでしかなくなっている。

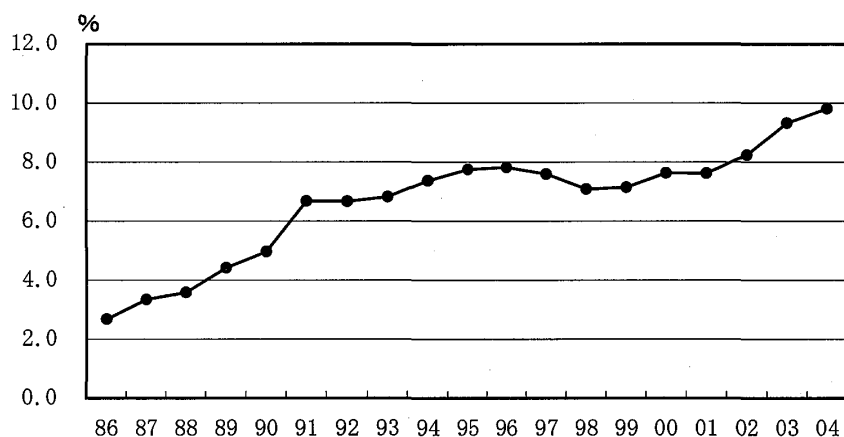
このように国家計画において表現が変えられたということは、すでにこの計画策定時点において、郷鎮企業の性格がすでに変化してきており、新たな政策展開の必要性があったからにほかならない。それに対応すべく省市級及び郷鎮級の管理部門の名称は、2004年に一斉に郷鎮企業庁、郷鎮企業局から中小企業庁、中小企業局へと変更されている。

その理由の一つは、郷鎮企業だけで農民収入の増加と農村余剰労働力の吸収という目的が達せられない状況になったことである。すなわち、農民収入の増加と農村余剰労働力の吸収は不変の目的であるとしても、郷鎮企業の企業数や就業者数の伸びにもかげりが見え、すでに企業形態は多様化した現状では、農業支援を義務づけた郷鎮企業だけでは困難と認識するようになったのである。

もう一つは、中国のWTO加盟である。中国は2001年11月の閣僚会議でWTO加盟が承認され、02年1月に正式加盟したが、98年から中国は加盟に向けてアメリカ、EUと二国間交渉を本格化させていた。第10次5ヵ年計画はまさにその終盤に作成されたのである。

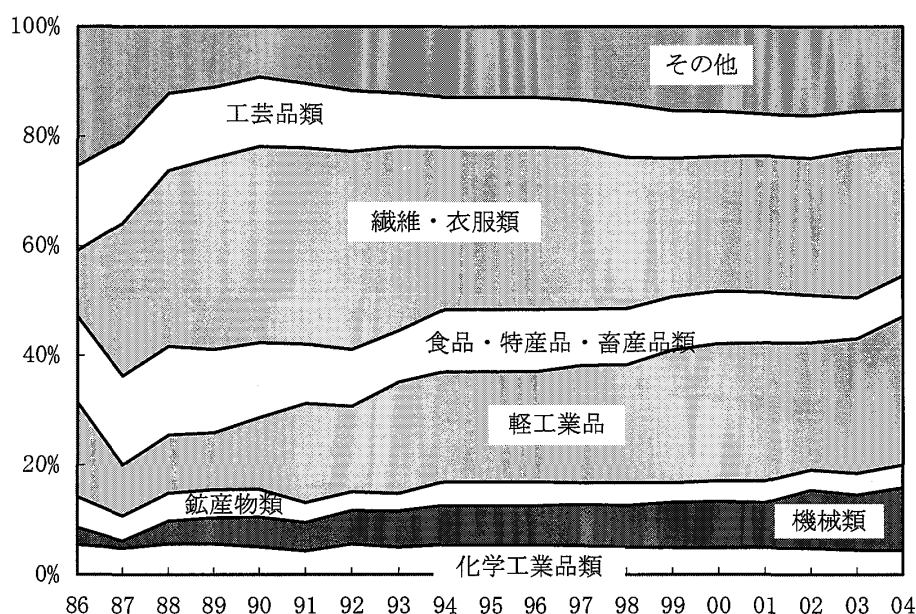
当然、中国政府は加盟後の戦略を第10次5ヵ年計画に盛り込むこととなるが、郷鎮企業といえどもその製品は品質と価格において国際競争力をもつが要請される。それは、郷鎮企業において輸出の割合が上昇しているからである(図Ⅲ-2-3)。

郷鎮企業の輸出商品の主力は軽工業品と繊維・衣服類であるが(図Ⅲ-2-4)、そのいずれも多くの発展途上国の製品と競合し、生き残りのためには価格と品質の両面において勝るものでなければならない。同時に、国内での競争も激化する。そのためには、郷鎮企業に農業支援を義務づけていたままでは、競争力をもつ企業への転換が難しいと判断したためと考えられる。



図III-2-3 郷鎮企業の総生産額に占める輸出額の割合の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版



図III-2-4 郷鎮企業による輸出額構成の推移

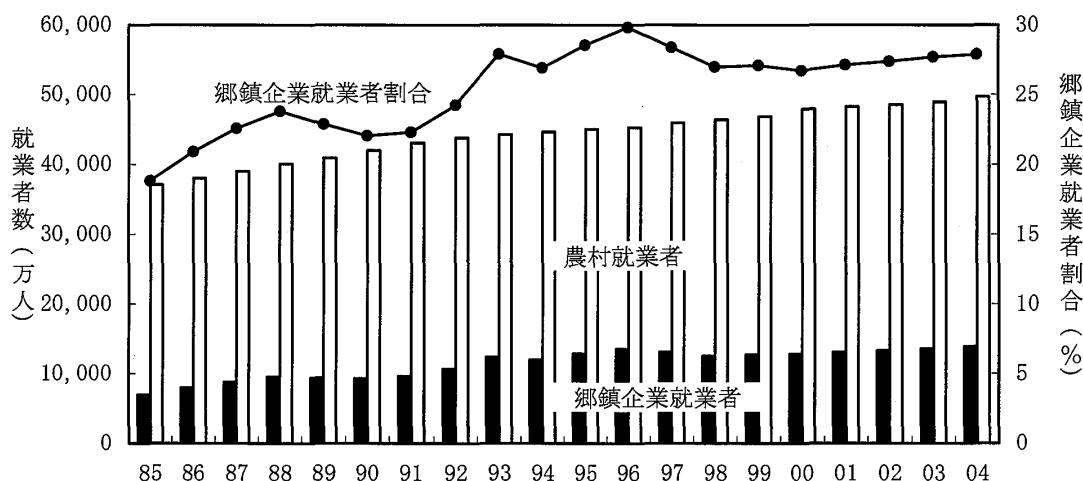
資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

IV 農村労働力雇用の今後の可能性

1 農村余剰労働力の動向

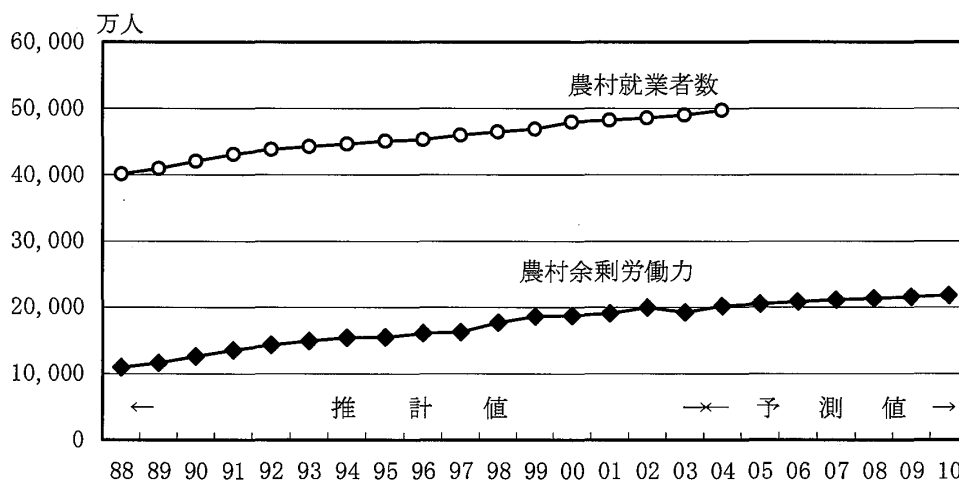
農村における就業者に占める郷鎮企業就業者の割合の推移をみると(図IV-1-1), 農村就業者数と郷鎮企業の就業者数は緩やかな増加を続けている。農村就業者数に占める郷鎮企業の就業者数の割合は、85年の19%から2004年には28%に上昇しているが、98年以降は27%台で推移している。

一方、中国における農村余剰労働力に関する公式数値はないが、中国はもとより日本でも行われている推計値はその方法によって大きな幅がある。ここでは、最近の計測例として劉純彬⁽³⁴⁾の推計からみてみよう。劉は、農村余剰労働力を農林牧畜漁業生産の側面と都市化の側面から個



図IV-1-1 農村就業者と郷鎮企業の就業者数の推移

資料：中国統計出版社『中国農村統計年鑑』及び中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版



図IV-1-2 農村余剰労働力の推計と予測

資料：陳曉華・張紅宇主編『中国農村労働力の転移与就業』，中国農業出版社，2005年12月，pp.70～72及び中国農業出版社『中国農村統計年鑑』各年版から作成。

別に計測し、その平均値をもって推計・予測している。

それによれば、農村余剰労働力は一貫して増加してきており、2004年時点で2億190万人と推計している（図IV-1-2）。その後も増加を続け、2010年には2億1千778万人となると予測している。仮に、この推計が妥当なものとなれば、2010年までに1千588万人、年平均265万人の農村余剰労働力が増加することになる。

一方、郷鎮企業の就業者は88年の9千545万人から04年には1億3千866万人に増加しているが（前掲図IV-1-1）、年平均にすれば270万人の増加である。したがって、これまでのように郷鎮企業が就業者を増加させることができるなら、農村余剰労働力の増加分は吸収できるということになる。

しかし、それはあくまでも農村余剰労働力の増加分についてであって、04年時点で2億190万人と推計されている膨大な余剰労働力を吸収することは難しいと考えなければならない。そこ

で、郷鎮企業の雇用力がどうなるかが問題となるのである。

2 「付加価値労働係数」からの検討

前記 I で最近の先行研究の一つとして取り上げた余光英・成金璟の研究では、「貿易労働係数」を用いて郷鎮企業の雇用力が低下していることを明らかにしているが、ここでは前述のように「貿易労働係数」を「付加価値労働係数」と言い換えて、郷鎮企業の業種別、企業形態別に計算し（表Ⅳ-2-1）、彼らの研究成果を確認するとともに、補足してみたい。なお、付加価値労働係数は、『郷鎮企業年鑑』から就業者数を「増価値」⁽³⁵⁾で除して求めた。

結果の値は（表Ⅳ-2-1）、彼らが計測した値と極めて近似しており、業種別にみても企業形態別にみても確実に低下している。その意味では、同一の付加価値を生むために必要な労働力は少なくなっていることは確認できる。

しかし、産業別にみた場合、余光英・成金璟がいうように、農業企業の付加価値労働係数が大きいから、郷鎮企業のうち農業企業を優先的に支援することが得策であるとはいえない。それは、付加価値労働係数の業種間格差が彼らの計測した 02 年よりさらに小さくなっており、04 年では農業企業より観光飲食サービス業の付加価値労働係数の方が大きくなり、建築業も農業と同等の値を示しているからである。

付加価値労働係数だけから判断するなら、農業企業より観光・飲食サービス業を振興する方が、労働力吸収という側面からは得策ということになる。しかし、前述のように郷鎮企業の第三次産業部門の 1 社当たり平均就業者数は 2～3 人と極めて少ないから、この部門で就業者を増加させるには大幅な企業数の増加がなければならないことになる。

表Ⅳ-2-1 郷鎮企業の業種別・企業形態別付加価値労働係数

年次	全 体	業種別付加価値労働係数						企業形態別付加価値労働係数		
		農 業	工 業	建築業	交 通 運輸業	小 売 卸売業	観光飲食 サービス業	集団企業	私営企業	个体企業
1985	9.04	13.55	7.92	10.91	11.43	14.61	12.10	7.38	10.47	14.32
1986	9.09	14.07	7.99	10.98	10.70	10.64	12.47	7.43	10.81	13.87
1987	6.22	11.75	4.94	9.57	8.98	10.03	11.99	4.90	7.25	9.68
1988	5.48	11.20	4.37	7.98	8.26	8.18	12.32	4.17	5.90	9.09
1989	4.50	9.81	3.60	6.83	6.43	6.56	10.13	3.41	4.67	7.38
1990	3.70	6.43	3.00	5.60	4.28	5.85	6.89	2.75	4.12	6.09
1991	3.23	5.45	2.61	5.07	4.04	5.59	5.16	2.36	3.60	5.48
1992	2.37	4.64	1.89	3.61	2.94	3.71	4.59	1.72	2.53	3.99
1993	1.54	2.77	1.22	2.32	1.94	2.37	3.17	1.12	1.95	2.36
1994	1.10	1.25	0.86	1.69	1.21	1.74	2.63	0.84	1.14	1.65
1995	0.88	1.12	0.70	1.51	1.18	1.28	1.73	0.65	1.02	1.35
1996	0.76	0.97	0.62	1.36	0.93	0.97	1.30	0.58	0.83	1.15
1997	0.63	0.86	0.53	1.02	0.72	0.80	0.93	0.53	0.58	0.83
1998	0.57	0.79	0.47	0.92	0.65	0.72	0.84	0.48	0.54	0.69
1999	0.51	0.73	0.43	0.83	0.59	0.65	0.76	0.44	0.47	0.61
2000	0.47	0.71	0.40	0.75	0.54	0.59	0.67	0.41	0.44	0.56
2001	0.45	0.70	0.37	0.71	0.50	0.56	0.67	0.37	0.41	0.53
2002	0.41	0.60	0.34	0.64	0.48	0.56	0.69	0.31	0.40	0.52
2003	0.37	0.55	0.31	0.58	0.43	0.49	0.60	0.28	0.35	0.47
2004	0.33	0.51	0.28	0.52	0.39	0.43	0.55	0.26	0.31	0.42

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

注：付加価値労働係数は、就業者数を増加値で除して求めた。

むしろ、郷鎮企業の就業者数の6割を占める工業の付加価値労働係数の低下の速度と水準が問題である。すなわち、97年の付加価値労働係数を100とすれば、農業と観光・飲食サービス業が59であるのに対して、工業は53となり、04年の工業の付加価値労働係数は0.28にまで低下している。

これは、工業分野において投入・産出関係、すなわち技術関係が大きく変化したためである。換言すれば、資本の有機的構成が高まったことによるものである。すなわち、前述のように品質向上とコスト削減のために機械・施設の増強と規模拡大を図ってきた結果なのであり、今後は工業分野において雇用力が低下してくると考えざるを得ないのである。

このことは、工業企業が中心となって、郷鎮企業が増加を続ける農村余剰労働力を雇用していくことの難しさを証明しているといえる。

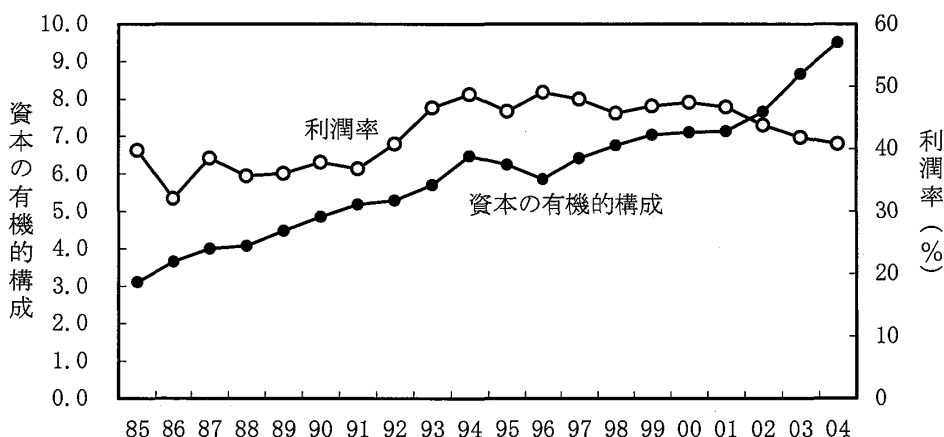
3 「資本の有機的構成理論」からの検討

次に、顧衛兵が主張する「資本の有機的構成理論」から、今後の郷鎮企業の農村労働力雇用の可能性を考えてみたい。これは、「利潤率の傾向的低下法則」といわれるものであり、資本の有機的構成の高度化の結果、利潤率は傾向的に低下するというものである。

このことは、マルクス経済学の最も重要な理論的基礎であるにもかかわらず、それを実証した研究は極めて少ない。ここでは、理論の精緻さはさておき、得られるデータから推測し実証してみたい。

資本の有機的構成は、公式で表示すれば $C(\text{不変資本})/V(\text{可変資本})$ で示されるが、ここでは得られるデータの制約から、郷鎮企業における $(\text{固定資産} + \text{流動資産})/\text{貸金総額}$ とし、利潤率は $M/(\text{不変資本} + \text{可変資本})$ として表されるが、ここでは増価値 $/(\text{貸金総額} + \text{固定資産} + \text{流動資産})$ として近似的に計算して、その傾向をみることにした。

その結果は、1997年を境にまったく異なるものとなった(図IV-3-1)。すなわち、96年までは資本の有機的構成と利潤率は比例的関係にあり、「利潤率の傾向的低下法則」が成立しない。それに対して97年以降は反比例関係が明瞭に表れており、「利潤率の傾向的低下法則」が証明される。



図IV-3-1 郷鎮企業における資本の有機的構成と利潤率の推移

資料：中国農業出版社『郷鎮企業年鑑』各年版

注：資本の有機的構成は $(\text{流動資産額} + \text{固定資産額})/\text{貸金総額}$ ，利潤率は $\text{増価値}/(\text{貸金総額} + \text{流動資産額} + \text{固定資産額})$ として算出した。

それでは何故、97 年を境にこのようなことが現れているのかといえ、それ以前の郷鎮企業は急速に成長を続ける蓄積の時期であったことに加え、農業支援が義務づけられ、また、郷鎮企業に対する行政側の規制が厳しかったことにより、資本の自由な移動が制約されていたためと考えられる。97 年以降は、量から質に転換する時期であったことに加え、郷鎮企業に対する制約の緩和に伴い、外国資本や都市資本、他地域資本を積極的に導入するよう方向転換され、資本の移動が自由になったことからマルクス理論が発現するようになったと考えられるのである。

このことは、郷鎮企業が 1990 年代後半から、国による各種規制緩和に伴って郷鎮企業の資本主義的体質が強まってきたことの明らかな証左でもある。

工業部門においては、これまでも急速に就業者 1 人当たりの固定資産額は増加してきたが（前掲図Ⅲ-2-1）、このことは資本装備率を高めてきたことを意味し、同時に資本の有機的構成が高まってきたことを意味する。

また、資本装備率が上がってきた背景には長期継続的な賃金上昇がある。郷鎮企業における就業者 1 人当たりの平均年間賃金はこの 20 年間に名目で 12 倍となっており、当然、上昇する賃金労働力を機械・設備に代替させることになる。

今後、ますます技術革新が進み、賃金も上昇していくとみなければならないから、機械・設備への投資が盛んに行われると考えられる。その結果、資本の有機的構成が高まり、それに伴って利潤率が低下してくるから、郷鎮企業の雇用力は低下してくるものと考えられる。

V おわりに — 農村労働力雇用に向けた課題 —

このように、「付加価値労働係数」からみても、「資本の有機的構成理論」から検討しても、郷鎮企業の雇用力は低下してくるものと考えざるを得ないが、農村の余剰労働力は確実に増加してくるから、その対策が必要となる。

そこで、先に取り上げた 3 つの研究のほか、郷鎮企業における労働力吸収の対策についての各種研究⁽³⁶⁾を要約すると次のようになる。

郷鎮企業の制度に関しては、

- ①. 郷鎮企業を他の一般企業と同様に扱うこと。
- ②. 非公有制企業とくに个体企業を主体とする制度に改めること。
- ③. 実態に合わず、郷鎮企業の発展を阻害している各種条例法規を廃止すること。

郷鎮企業の展開方向に関しては、

- ①. 労働集約型産業を主体とし、選択的に資本集約型産業を発展させること。
- ②. 農産品の加工業と第三次産業を発展させること。
- ③. 国際競争力のある輸出型企業の発展を加速させること。
- ④. 郷鎮企業を集積させ、小城鎮との結合を促進すること。
- ⑤. 農業と農業関連産業の連携を強化し、農業を核とした産業群を構築すること。
- ⑥. 中西部地域の郷鎮企業の発展を加速させ、東西の協力関係を強化すること。

郷鎮企業の支援に関しては、

- ①. 原材料と製品に広い市場を提供すること。
- ②. 郷鎮企業に対する不合理な費用徴収を止め、郷鎮企業の負担を軽減すること。
- ③. 財政と税制の面での支援を強化すること。

- ④. 資金貸付の支援の強化と健全な信用担保体系を構築すること。
- ⑤. 郷鎮企業の経営者と職員労働者、農村労働力に対する教育・訓練制度と体制を整備すること。
- ⑥. 良好な労使関係を構築し、農民工の合法的權益を保護すること。

いずれも郷鎮企業を発展させ、農村余剰労働力の就業の場を確保する上では重要なものであるが、郷鎮企業の雇用力が低下していくであろうという本稿の結論からすれば、これらはいわば個別対策であり、その前により根本的な課題が解決されなければならない。

根本的な課題の第1は、農村余剰労働力の非農業部門への移転は一般企業を含む全体で対応しなければならないということである。農村余剰労働力は増加を続け、郷鎮企業の雇用力が低下してくるとするならば当然のことである。

その意味で、郷鎮企業を農村の各種企業の一つとして位置づけようとしている中国政府の考え方は評価し得るが、それをどう進めるかが重要であり、農村の各種企業の一つとしての郷鎮企業の性格づけと位置づけを明確し、それぞれの優遇策を検討すべきである。

課題の第2は、農村余剰労働力が非農業と都市に移転しやすい制度環境を整備することである。その一つは、中国の二元社会制度の根幹をなしている戸籍制度である。戸籍制度は従来に比べると規制は緩和されてきているが、いまだに部分的である。政府も第10次5ヵ年計画において、「都市の戸籍制度を改革し、……農村労働力の都市での就業に対する不合理な制限を取り除き、農村余剰労働力の都市、農村、地域間の秩序ある流動を誘導する」として、戸籍制度改革の方向性を示している。また、第11次5ヵ年計画においても、さらなる戸籍制度の改善と流動人口の管理の健全化を強調している。

しかし、戸籍制度の根本的な改革は、中国の社会・経済システム全体に及ぼす影響が大きいことから、短期的にそれが実現するとは考えられない。さながら、大量の余剰労働力を非農業と都市へ移動させる上では、避けて通れない最重要課題である。

二つ目は、上記の戸籍制度と連動した教育、医療、社会保障制度である。厳しい戸籍制度の制約をかいぐって都市に出てきても、農村出身者とその家族は都市住民と同等の教育、医療、社会保障制度の恩恵を受けられない現状では、出稼ぎという形しかとれない。

中国では農民工（出稼ぎ農民）が増加しているが、出稼ぎという形では、農村に残った家族は零細な土地で農業を続けることになるから、余剰労働力問題の根本的解決にならないのである。

三つ目は、土地制度である。農村の土地は基本的に集団所有であり、農民は郷村政府から土地使用権を与えられているにすぎない。土地使用権の譲渡・賃貸は法律的に認められているが、非農業に安定した就業の場を確保できても、農民は土地使用権を譲渡しようとはしない。それは、農村における医療、社会保障制度が都市に比較して著しく劣っているからであり、将来不安に備えた保険として土地使用権を留保したいと考えるからである。そのために、家族は農村に住み、零細な農業を続けなければならない、農村に余剰労働力が滞留することになる。

人民公社解体後、経営規模が極めて零細な上に、公平性に最重点を置いて土地使用権を配分したことによって「分散錯圃」となっている現状では、土地使用権を賃借して規模拡大しても、規模の経済性を発揮できない。規模の経済性を発揮するためには、賃借と譲渡を併用していく必要があるが、土地使用権の譲渡を進めるためには農村の医療、社会保障制度が改善されることが条件となる。

このように、農村の余剰労働力の吸収のためには、郷鎮企業の制度的・財政的・経済的条件の

整備と並行して、根本課題の解決が図られることが重要である。

現在の中国農業は、高度経済成長のもとで、零細な農業経営規模、「分散錯圃」という土地所有、その上に過剰就業状態にあり、農工間の所得や生産性の格差の拡大傾向が続いているなど、1960年代の日本農業と共通する点が多い。

しかし、60年代の日本においては、農村の余剰労働力を非農業及び大都市で十分に吸収することができたのに対して、人口大国の中国では非農業や大都市に十分な吸収能力がないという決定的な違いがある。その上に、戸籍制度や医療・福祉制度や市場などの社会的制度的経済的二元性を有している。

本稿は、このような中国特有の課題を抱えながら、政府は農村の余剰労働力を「郷鎮企業」によって吸収する努力をしてきたわけであるが、急速な市場経済化と国際化の流れの中で、その雇用力は低下してきているという仮説のもとに、全国的データをもとに論考を続けてきたわけである。しかしながら、ここでは全国的な傾向をみたにすぎず、地域や企業によって事情が異なるからさらなる検証が必要である。

そこで、筆者がかつて聞き取り調査をした遼寧省における郷鎮企業について、その後の変化や今後の方向性などについて追跡調査を行うとともに、省政府や市政府、郷鎮政府に対して現状における郷鎮企業の課題と将来性について聞き取りを行い、その分析結果をもって続報としたい。

【追記】

脱稿後の2006年7月30日から、2006年度公益信託北海道開発国際交流基金の助成を受けて実施した中国現地調査の一環として、遼寧省及び瀋陽市の人民政府関係部門や郷鎮企業に対する聞き取り調査を行う機会が与えられたが、その中で本稿の内容を確認する次のような重要な情報を得ることができた。

第1は、農民収入の増加と余剰労働力の吸収は不変の目標であるとしても、郷鎮企業が労働力を吸収する力は低下してきていることが共通の見方であることである。

その要因を総括すると、①. 農民出資による零細な企業が主体で技術水準も低い工業企業の存続が難しくなったこと、②. 国有企業改革に伴い技術と資本が郷鎮企業に移転し、労働力が機械に置き換えられたこと、③. 経済体制改革の深化に伴い、技術の高度化と多額の資本を要するようになり、企業の合理化が必要となったこと、④. 経営形態が多様化したことにより収益性を重視する傾向が強まったこと、⑤. 高い技術訓練を施された人材への需要が高まったこと、⑥. 農村労働力の優先雇用の原則が崩れたことに要約される。特に、⑥については、単純作業においてはより低賃金水準の地域から雇用することが多くなり、すでに当該郷鎮のための郷鎮企業ではなくなっている。

第2は、郷鎮企業の定義が拡大してきていることである。郷鎮企業の定義は、①. 投資主体、②. 義務、③. 地域の3つの側面に分けて考えることができるが、投資の主体は大幅に緩和され、農業支援義務は事実上解除され、業務範囲は郷鎮をまたがる範囲に拡大されている。

その結果、農村に立地していれば、農民投資や農業支援がなくても郷鎮企業に含めるようになっている。それは、農村の土地、資源、労働力を利用し、そこからの税収が農村に還元されることにより、農村経済発展に寄与すると考えられるようになってきたからである。

第3は、郷鎮企業法は形骸化していることである。例えば、郷鎮企業法上、農業支援義務は非常に重みをもっているが、法第41条の農業支援義務を果たさない場合の規定の発動事例はほと

んどないなどである。

なお、一度も改正されることがない郷鎮企業法については、郷鎮企業法が採択された全人代でも反対があった経緯から、法改正も難しいとの見解も示された。

第4は、農村余剰労働力の雇用拡大の可能性に関してである。省・市政府担当者は、小城镇への各種企業の誘導と都市化が成功すれば、雇用拡大の可能性のあることを強調している。

しかし、聞き取り調査を行った郷鎮企業の責任者の一人は、余剰労働力の吸収は不可能であるとした上で、民間企業に不必要な余剰労働力の雇用義務はないこと、国家政策として吸収できなければ、最低生活保障策を拡充するしかないことを指摘している。

また、今回の郷鎮企業に対する聞き取り調査の中で、同行してくれた鎮政府の責任者から「すでに郷鎮企業はなくなった」という興味ある発言があった。すなわち、1990年代末期からの郷鎮企業の所有制改革によって、生産から経営管理のすべてが企業の自主性に委ねられ、政府が企業に関与するのは支援のみとなった時点で郷鎮企業は消滅したから、鎮政府は企業を郷鎮企業としては扱っていないというのである。

このことについて、それまで聞き取ってきた省・市政府の考え方との違いを議論したが、鎮政府の責任者は自説を曲げなかった。この一件から、郷鎮企業の意義とその存在を認める上級政府と現地政府の認識に大きな隔たりがあり、現場レベルでは郷鎮企業が過去のものとなりつつあることがわかる。換言すれば、それだけ郷鎮企業の変質ぶりと郷鎮企業をめぐる情勢の変化は大きいということでもある。

【注】

- (1) 孔麗『中国における非国有企業の実態と発展条件』, 共同文化社, 2002年6月, pp.54~59を参照されたい。
- (2) 孔麗・池田均「郷鎮企業の経営実態に関する研究——遼寧省木材木製品加工業を事例として——」, 北海学園大学開発研究所『開発論集』第62号, 1998年11月を参照されたい。
- (3) 劉懷廉『農村余剰労働力転移新論』中国経済出版社, 2004年1月を参照されたい。
- (4) 王亜平・孔榮「対郷鎮企業吸納労働力就業的思考」, 『中国農学通報』第22巻第1期, 2006年1月, p.397-399 及び孔榮・王亜平「郷鎮企業吸納労働就業の現状, 成因及対策探析」, 『湖北経済学院学報』第3巻第2期, 2006年2月, p.71-72。
- (5) 余光英・成金璟「発展郷鎮企業第一産業 吸納剰余労働力」, 『農村経済と科技』, 2005年12月, p.34-35。
- (6) 顧衛兵「資本的有機構成理論対郷鎮企業産業選択の影響」, 『理論探討』, p.7-8。
- (7) 1959年8月に開催された中共第8期8中全会(廬山会議)で採択された「増産節約運動の展開に関する決議」において、人民公社の所有制が三級であることが確定した。すなわち、人民公社における生産手段は、生産隊、生産大隊、公社のそれぞれが区分して所有するというものであり、生産隊は耕地の使用権、役畜、小農具、生産大隊はトラクターなどの大中型機械、修理工場、公社は学校、病院など公共施設、工場、水利施設を所有するというのが一般的である。
- なお、生産隊は40戸程度から構成され、基本採算単位とされているが、経営に関しては意思決定権をもっておらず、公社から指示された計画に基づき、生産と収益の配分を行うだけであった。その構成員である農民は、生産隊の集団生産活動に従事し、労働点数に応じた配分を受ける労働者にすぎず、独立した経営主体ではなかった。生産大隊は共産党の末端組織である党支部がおかれる単位で、5~6つの生産隊(200~300戸)から構成され、10程度の生産大隊で1つの人民公社が構成される。
- (8) 社隊企業の「社隊」とは、人民公社の「社」と生産大隊の「隊」を合せたものである。
- (9) 1968年12月22日に人民日報が「知識青年が農村に行き、貧農下層中農から再教育を受けることは大いに必要だ」という毛沢東の指示を伝えたことにより、69年1月から空前の規模の都市の知識青年が農村に定住

した。なお、この運動はこの時期に初めて行われたものではなく、56年1月に中共中央が、卒業後に都市で進学・就職できる者以外はすべて農業生産や社会主義建設に参加すべきであると指示して以降、毎年100万人以上の知識青年が農村に定住したが、文化大革命開始後の紅衛兵運動で一時中断していたものが復活したものである。

- (10) 農業生産請負制の経過は次のように整理することができる。1950年代初期にはじまる互助合作化の中で、作業を請負う「包工」、生産量を請負う「包産」、グループで請負う「承包組」などの形式が出現したが、60年11月の中共中央の「当面する農村人民公社の社会政策問題に関する緊急指示」により、農家が生産を請負う「包産到戸」が広がっていった。しかし、「包産到戸」は62年には問題視され、文化大革命期には全面的に批判の対象となった。文化大革命の終結を公式に明確にした78年12月の中共中央第11期3中全会後は、「包産到戸」が復活し、「包工到組」、生産量に応じて報酬を支払う「專業承包」、「聯産計酬」なども認められるようになった。81年10月の全国農村工作会议では、「包産到戸」と農家が経営を請負う「包幹到戸」の両者を併用することとしたため、「包幹到戸」が急速に拡大していった。そして83年には「聯産承包責任制」が主要な形式となった。
- (11) 「聯産承包責任制」とは、生産量にリンクした請負責任制のことであり、所有権と経営権を分離し、土地は集団が所有し、農家は土地を下請けして経営するというものである。この方式は、82年11月に通知された中共中央の「当面する農村経済政策に関する若干の問題」において、今後の主要な形式とすることが明確にされた。
- (12) 人民公社解体は、1982年11月の第5期全人代第5回会議において、新憲法とともに採択された。
- (13) 宋洪遠等『改革開放以来中国農業と農村経済政策的演変』中国经济出版社、2000年。
- (14) 嚴善平「郷鎮企業の所有制改革の展開と評価」『中国経営管理研究』第4号、2000年、P.3。
- (15) 株式合作制とは、資本の連合である株式制と労働の連合である合作制（共同制）を混合させた経済組織である。
- (16) 1985年9月16日、中共中央第12期4中全会採択、「国民経済・社会発展10ヵ年計画と第7次5ヵ年計画の策定に関する提案」、1986年4月12日、第6期全国人民代表大会第4回会議採択、「国民経済・社会発展10ヵ年計画と第7次5ヵ年計画」。
- (17) 集団企業とは、企業の資産は集団が所有し、『中華人民共和国企業法人登記管理条例』に基づいて登録された経済組織であり、社会主義公有制経済組織である。集団の投資によって設立された企業、一部を個人の資金調達により設立された企業のうち自由意志により所有権を放棄し、法律に基づいて工商行政管理機関の認定を受けた企業は、集団所有制企業と認定される。
- (18) 株式合作企業とは、合作制度を基礎とし、企業の職員・労働者が共同出資し、出資の比率に応じた投資によって社会資産を取得して組織し、自主経営、自己損益負担、共同労働、民主管理を行い、労働に応じた配分と出資株に応じた配当を受ける一つの集団経済組織である。
- (19) 連合経営企業とは、2つ以上の同じか又は異なる所有制の企業法人或いは事業単位法人が、自由意志、平等、互惠の原則に基づいて共同して投資した経済組織であり、連営企業には、①. 国有連営企業（国有企業と国有企業間の連合経営）、②. 集団連営企業（集団企業と集団企業間の連合経営）、③. 国有・集団連営企業（国有企業と集団企業間の連合経営）を含む。
- (20) 有限責任会社とは、『中華人民共和国公司登記管理条例』の規定に基づいて登録され、2人以上、50人以下の出資者が共同で出資し、それぞれの出資者は自らの出資額を限度に会社に対して有限責任を負い、会社はそのすべての資産を限度にその債務に対して責任を負う経済組織である。
- (21) 株式有限会社とは、『中華人民共和国企業法人登記管理条例』の規定に基づいて登録され、そのすべての登録資本が同額の出資金によって構成され、株券の発行を通じて資本を調達し、株主は引き受けた株式を限度に会社に対して有限責任を負い、会社はそのすべての資産を限度にその債務に対して責任を負う経済組織である。
- (22) 港・澳・台商投資企業とは、企業として登録された企業のうち、香港、マカオ、台湾の企業が合資、合作、100%独資で経営する企業と株式有限会社の総称である。

- (23) 外商投資企業とは、企業として登録された企業のうち、中国と外国の企業による合資（中外合資）経営企業、合作経営企業、外資企業と外国が投資した株式有限会社の総称である。
- (24) 1990年12月30日、中共中央第13期7中全会採択、「国民経済・社会発展10ヵ年計画と第8次5ヵ年計画の策定に関する提案」。
- (25) 全人代副委員長田紀雲、『中華人民共和国郷鎮企業法の公布と実施は重大かつ深遠なる意義がある』、1996年12月26日。
- (26) 1996年3月5日、第8期全人代第4回会議で「第9次国民経済・社会発展5ヵ年計画と2010年長期目標の策定に関する提案」採択。
- (27) 2001年3月15日、第9期全国人民代表大会第4回会議採択、「国民経済・社会発展第10次5ヵ年計画」。
- (28) 2001年1月11日、中共中央・国務院、「2001年農業・農村活動に関する意見」。
- (29) 農墾企業とは、国有農墾企業とも呼ばれる。建国初期において国家のために特別な貢献をした組織体であるが、社会主義市場経済の深まりと発展、WTO加盟に伴って近年は国有農墾企業、特に中小型企业は、経営不振に陥っている。
- (30) 農業産業化とは、農民と市場を直接、間接に結びつけ、農業の専門化、効率化、商品化を促進し農民収入の増大を図ろうとするものであり、市場経済化に対応した農業生産構造調整の重要な目標となっている。これが注目されるようになったのは、農産物の生産・販売の自由化が進展する一方で過剰生産が顕在化し、既存の国営商業や供銷合作社では対応できなくなったことから、農民が市場に参入する橋渡しをする必要性に迫られたためである。
- 農業産業化の形態は多様であるが、生産前、生産中、生産後の分野を結びつけ、資材購入から生産、加工、販売、流通までを一体化することによって、市場対応力を強化し、それを通じて農民収入の増大をめざす点は共通している。中心的組織形態は「公司+農家」であり、村民委員会が集団所有資産で経済発展有限公司を設立し、農民と購入販売契約を締結し、公司是安定価格で買い上げるとともに各種のサービスを提供し、生産、供給、購入の一貫した経営を行うというものである。
- (31) 「社会主義新農村建設」とは、2005年10月の中共中央第16期5中全会において打ち出され、06年3月の第10期全人代第4回会議の政府活動報告の中で温家宝総理が強調したものである。中国が「工業は農業に報い、都市は農村を支援する」という新段階に入った段階で提出された戦略で、農業・農村・農民を全面的に支援し、「生産を発展させ生活にゆとりをもたせ、気風を文明的にし、村の様子を整え、管理を民主化する」という目標を掲げ、都市と農村、東部と西部、人と自然の調和のとれた社会を建設しようというものである。
- (32) 劉科「発展郷鎮企業推進農村経済発展」、『鞍山社会科学』2005年第6期を参照。
- (33) 2005年10月、共産党16期5中全会採択「第11次5ヵ年計画」。
- (34) 劉純彬「農村労働力転移与城镇化発展的協調性理論研究」、陳曉華・張紅宇主編『中国農村労働力的転移与就業』、中国農業出版社、2005年12月、pp.59~92。
- (35) 「增加值」とは、附加価値とも呼ばれ、各種経済類型の経済単位が1年間に生産活動によって産み出した最終生産物の貨幣表現である。それは各経済単位が生産過程で新しく増加させた価値でもあり、非常に重要な統計指標である。增加值は通常、生産法により增加值=総産出-中間投入として計算される。
- (36) 邹晔「促進郷鎮企業発展与農民就業転型的問題与对策」、『湖北经济学院学报』第3巻第2期、2006年2月、p.71-72、宗錦輝・陳劍光・張国良「發揮郷鎮企業对就業的重要作用」、『郷鎮企業科技』2003年第7期、盧永軍「郷鎮企業就地安排農民就業的实践与思考」、『郷鎮企業導報』、2006年2月。

【参考文献】

- ・中国農村発展問題研究組『国民経済新成長階段与農村発展』浙江人民出版社、1987年
- ・田国強「中国郷鎮企業的產權結構及其改革」『経済研究』1995年3月
- ・汪丁丁『経済発展与制度創新』上海人民出版社、1995年
- ・王曉魯「郷鎮企業発展与制度変革」林青松主編『中国工業改革与効率』雲南人民出版社、1996年

- ・ 王晓魯「農村工業化对經濟增長的貢獻」『改革』1999年5月
- ・ 許経勇「我国農民收入增幅減小的症結」『財經問題研究』2001年7月
- ・ 洪銀興・陳宝敏「『蘇南模式』の新發展—兼与「温州模式」比較」,『宏觀經濟研究』2001.7(総第32期)
- ・ 莫荣, 賈紅梅「中国農村勞働力流動就業最新統計分析」『經濟与管理研究』2002年1月
- ・ 金詳栄・余立智「控制權市場缺失与民営家族制企業成長の產權障礙」『中国農村經濟』2002年8月
- ・ 周其仁『產權和制度的變遷』社会科学文献出版社2002年
- ・ 董立民, 王立峰「中国農村剩餘勞働力轉移面臨的新挑戰」『農業經濟問題』(月刊)2003年第8期
- ・ 周萍華・宋在科「当前我国郷鎮企業發展的主要問題及对策」『農業經濟問題』(月刊)2003年第3期
- ・ 王明英「我国民营企业的发展现状与对策探析」『集团經濟研究』2005
- ・ 孔凡军「資本結構理論与郷鎮企業治理結構變遷」科技情報開發与經濟2005
- ・ 李衛兵 王濱「家族企業存在的理論基礎」『当代經濟』2005
- ・ 王銀肖「区域經濟驅動下的郷鎮企業發展新模式」『價值工程』2005
- ・ 王勝利「農民收入問題与郷鎮企業的發展方向」『石家莊經濟學院學報』2005
- ・ 陳安民「郷鎮企業如何創建和諧的勞働關係」『郷鎮經濟』2005
- ・ 石琛「轉型期郷鎮企業制度變遷与創新理論綜述」『当代財經』2005
- ・ 梅士建「論資本市場与郷鎮企業創新」『農村經濟』2006
- ・ 隆定海「郷鎮企業生命周期各階段的組織構造選択」『郷鎮經濟』2006